

FIT制度・FIP制度 
再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル
【変更認定申請】
太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス

第44版 2024年3月15日

1.ログイン



変更手続等を行う場合

再生可能エネルギー電子申請ホームページ

にアクセスし、ログインします

※対応ブラウザ： Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

FIT制度・FIP制度

ログイン方法 再生可能エネルギー電子申請

! 重要なお知らせ

[ログイン]をクリックします

ログイン画面へ進みます

※旧システムにてログインID・パスワードを付与されている方は、当該ログインID・パスワードにて、本システムにログインできます

2021年度中のFIT認定の申請にかかる期限日と交付停止のお知らせ

電子申請マイページ

ログイン
認定申請・定期報告

新規登録

- > ログインID・パスワードを忘れた方
- > インターネットを通じた申請ができない方
- > 太陽光パネル型式リスト (PDF)

**複数の変更手続きを同時に行うことはできませんので手続きの順番はお気を付けてください。
提出した手続きが認定・受理されてから次の手続きを行ってください。**

1.ログイン



発行済みのユーザ名、パスワードを入力します

ログイン方法

・FIP制度



再生可能エネルギー電子申請

ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。
ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のID・パスワードは、手続を行ったログインID・パスワードにてログインをお願いいたします。

ログインID	<input type="text" value="abcd1234"/>	
パスワード	<input type="password"/>	> パスワードを忘れた方はこちら

[ユーザ名](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

対応ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

[ログイン]をクリックします
マイページ画面が表示されます

2

※事業者を変更する場合は、まず変更前の事業者が登録者変更を行い、変更後の事業者に紐付くこととなる登録者を当該設備の登録者として変更してください（変更後の登録者が登録者としてのログインIDをお持ちでない場合は、新規ユーザ登録が必要です）

登録者を変更した後で、その変更後の登録者がログインをして、事業者の変更認定申請を行ってください
登録者変更については、「操作マニュアル（【6-4】設備の登録者変更：認定設備）」をご参照ください

2-1.変更手続/共通



以下の手順で登録を行います。

1. ＜共通＞仮登録.pdfのP.40～52を参照し、必要事項を入力・選択します。

※以降は申請対象により手順が異なります※

【仮登録が不要な場合】

2. 本マニュアルのP.25以降を参照し、必要事項を入力・選択します。

【仮登録が必要な場合】

2. ＜共通＞仮登録.pdfのP.53～67を参照し、必要事項を入力・選択します。

3. その後一定期間を経て＜共通＞仮登録.pdfのP.68～73を参照し、本登録へと進めます。

4. 本登録へと進めた後は、本マニュアルのP.25以降を参照し、必要事項を入力・選択します。

2-2.変更手続項目/共通



(留意事項)

1. 認定を受けた事業計画を変更する場合、①変更認定申請、②事前変更届出、③事後変更届出、④卒FIT事前変更届出のうち変更する事業計画の項目に応じていずれかを行う必要があります。
2. 申請について、○は調達価格/基準価格が変わらないもの、●は調達価格/基準価格が変わる可能性があるものです。詳細は、下記のURLをご覧ください。

(参考) 調達価格/基準価格が変更される事業計画の変更整理表：

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_nintei_seirihyou.pdf

3. 運転開始をした後、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類等（受給開始日が分かるもの）を添付し、運転開始日を入力してください。
4. 電子で手続きを行う場合、変更届出事項を変更認定申請で変更することはできませんので、申請と届出の手続きを分けて行ってください。その際、同じ事業計画について、複数の種類の変更手続を同時に行うことはできません。
5. 原則として申請毎に委任状が必要です。
6. 申請日は、電子申請の場合は申請状態が「申請書出力済」または「申請書出力済（認証済）」になった日、50kW未満太陽光発電設備の電子申請の場合は申請状態が「設置者承諾済」になった日、紙申請の場合は申請書類が担当部署へ到達した日となります。

2-2.変更手続項目/共通



(添付書類等について)

1. 添付書類については、以下の書類が基本となりますが、個別の案件ごとに異なる書類が必要となる場合もあります。
2. 公的機関の発行する書類については、被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本を除き、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された書類に限ります。
なお、登記簿謄本については、法的証明が備わっている履歴事項全部証明書が必要なため、登記事項要約書又は一般財団法人民事法務協会がWEB上でやっている登記情報提供サービスからのデータの写しは、法的証明力が担保されないことから認められません。
3. 実印を押印した資料が添付されていない場合でも、本人の意思確認書類として、印鑑証明を求める場合があります。
4. 電力会社との「接続の同意を証する書類」の添付が必要な項目の変更については、以下のフローで手続をしてください。
 - ①変更する内容で電力会社に接続・特定契約申込みをする。
 - ②接続同意書類が電力会社から発行された後、事業者は当該書類を添付して変更認定申請・届出をする。（接続同意書類の内容と申請（届出）内容が異なる場合には、申請不備とする）
 - ③変更認定申請の場合は、変更認定通知書発行後にその写しを、事前変更届出の場合は受理印が押された届出書/事前変更届出が受理されたことが分かる画面の写しを電力会社に提出し、特定契約を締結する。
5. 名義変更の場合、「変更認定申請画面／事後変更届出画面」若しくは提出した「変更認定申請書／事後変更届出書」の写しを電力会社に提出することにより特定契約の締結をすることが可能です。なお、その他の変更届出の場合は、電力会社の求めに応じて「事前／事後変更届出画面」若しくは提出した「事前／事後変更届出書」の写しを電力会社に提出することにより特定契約の締結をすることが可能です。
6. 卒FIT事前変更届出においては添付書類が不要です。ただし事業者から委任を受けた代行事業者が申請する場合は、事業者からの委任状及び印鑑証明書（申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。）の添付が必要になります。
7. 調達期間終了後の事業計画であっても、事後変更届出事由に該当する場合には様式第6による届出が必要です。ただし、その場合の添付書類は不要ですが、事業者から委任を受けた代行事業者が申請する場合のみ、事業者からの委任状及び印鑑証明書（申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。）の添付が必要になります。
8. 申請・届出には、申請事業者の印鑑証明書、代行申請の場合は代行申請事業者の印鑑証明書も必要となります。GビズIDを使用している場合、添付不要となる場合があります。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(1/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業者名	事業譲渡等の場合 (生前贈与等も含む)	○			①譲渡契約書 又は 譲渡証明書 ②(法人の場合)双方の履歴事項全部証明書 (個人の場合)双方の住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍謄(抄)本のいずれか ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④土地の取得を証する書類等(土地登記簿謄本、不動産売買/賃貸借契約書等) ⑤裁判所による破産管財人証明書(破産による譲渡の場合のみ) ⑥実施体制図 ⑦関係法令手続状況報告書 ※地方自治体等公共機関の場合は以下の書類 ①譲渡契約書 又は 譲渡証明書 ②公印規程 ③土地の取得を証する書類等(土地登記簿謄本、不動産売買/賃貸借契約書等) ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、事業譲渡の際は、建物と別に明示することが必要	譲受人が変更を申請・届出する必要があります。事後変更届出が必要な項目は、変更認定申請として手続きすることはできません。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(2/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業者名	競売物件による事業者変更の場合	○			①物件目録 ②登記嘱託書（権利証）又は登記識別情報通知書 ※競売物件を農地転用する場合で、①②の書類が添付できない場合は、「売却決定通知書」または「最高価買受申出人であることの証明」が必要 ③実施体制図 ④関係法令手続状況報告書	譲受人が変更を申請・届出する必要があります。事後変更届出が必要な項目は、変更認定申請として手続きすることはできません。
	社名変更、会社分割、合併の場合			○	変更理由を証する書類（履歴事項全部証明書等）	
	戸籍上の氏名変更の場合			○	①戸籍謄(抄)本 ②印鑑証明書	
	離婚による分与			○	①登記簿謄本（所有権移転登記済） ②公正証書若しくは離婚協議書 ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④離婚届受理証明書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、分与の際は、建物と別に明示することが必要	
	賃貸マンション等で入居者に設備を貸与する形態の入居者の変更を行う場合			○	①賃貸借契約書 ②賃貸人の印鑑証明書 ③建物の登記簿謄本 ④管理業務委託契約書（建物の所有者と当該建物の管理者が異なる場合のみ）	

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(3/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業者名	相続の場合			○	①被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可。） ②法定相続人全員の戸籍謄本 ※①②の代用として法務局より発行された法定相続情報でも可 ③法定相続人全員の印鑑証明書 ④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書	譲受人が変更を申請・届出する必要があります。 事後変更届出が必要な項目は、変更認定申請として手続きすることはできません。 ※申請者が相続対象となる発電設備の所有権を有することが明らかであり、認定審査上適切な審査が行えることが確認できる場合には、公正証書遺言書により審査を行うこともあります。 ※太陽光パネルは、建物付属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示したり、太陽光パネルを含む全てを相続対象とした記載とするなど、相続対象に発電設備が含まれていることが確認できる必要があります。
法人番号		○		○		国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載して下さい。 変更認定申請で事業者名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事後変更届出により届け出て下さい。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(4/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
課税事業者の該否／インボイス発行事業者の登録番号	○				課税事業者の該否を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載してください。インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字を記載してください。
法人の代表者（役職／氏名）／役員（役職／氏名）	○		○	①履歴事項全部証明書	変更認定申請で事業者名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事後変更届出により届け出て下さい。
事業者の住所	○		○	（法人の場合）履歴事項全部証明書 （個人の場合）住民票の写し、住民票記載事項証明書のいずれか	
発電設備の区分	○			①構造図（50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要） ②配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要）	

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(5/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の出力	●			①接続の同意を証する書類（出力変更後のもの） ②発電設備の仕様書（発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類）（50kW未満太陽光は不要） ③配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ④PCS仕様書 ⑤電力事業者の都合による変更であることを証する書類（電力事業者の都合による出力変更の場合のみ）	バイオマス発電設備で出力を変更する場合は、変更内容により左記以外の添付書類が必要になりますので、変更認定申請書の記載要領を確認して添付して下さい。
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	○				自立運転機能の有無及び設定値（kW）を変更する場合は、変更認定申請により申請して下さい。ただし、10kW以上50kW未満太陽光設備において、自立運転機能を「無」にするような変更はできません。
給電用コンセントの有無	○				給電用コンセントの有無を変更する場合は、変更認定申請により申請して下さい。ただし、10kW以上50kW未満太陽光設備において、給電用コンセントを「無」にするような変更はできません。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(6/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の名称		○	○			事業者名の変更に伴って発電設備の名称を変更する場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事前変更届出により届け出て下さい。
発電設備の設置場所	地番の追加・削除	○			①土地登記簿謄本 ②土地の取得を証する書類／賃貸借契約書などの契約書 （「権利者の証明書」は不可）又は無償使用に関する所有者の同意書 ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④構造図（50kW未満太陽光は不要） ⑤地番図（公図以外でも可、50kW未満太陽光で地番の削除のみの場合は不要）	運転開始前後を問わず、隣接する一連の地番・当初地番と同一の場所と見なせる距離にある飛び地（太陽電池の大半が当初認定された地番に設置されている場合に限る。）の追加又は削除は可能です。ただし、当初認定された地番の全てを削除することはできません。「①土地登記簿謄本」で土地の取得を確認できる場合は、②③の書類は不要です。また、すでに事業計画に登録されている地番及び当該変更認定申請で削除する地番の分の①～③の書類は不要です。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(7/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の設置場所	(移設)	○			①土地登記簿謄本 ②土地の取得を証する書類／賃貸借契約書などの契約書 (「権利者の証明書」は不可) 又は無償使用に関する所有者の同意書 ③契約当事者双方の印鑑証明書 ④構造図 (50kW未満太陽光は不要) ⑤地番図 (公図以外でも可) ⑥接続の同意を証する書類 (移設をしたことが分かるもの) の写し ⑦理由書 ⑧罹災証明等の、当該場所に設備が設置できないことを証する書類 (引越しの場合は不要) ⑨移設先の住民票、移設前の受給契約書 (住居用太陽光の引越しの場合のみ)	原則として、設備の移設は認められていませんが、以下の急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合のみ移設は可能です。 ①運転開始後において、引越しに伴い住宅用太陽光発電設備を移転する場合 ②公共事業による土地の収用、災害等の事業計画策定時に想定できなかった事由であって、設置者自身に帰責性のない事由 (土地や建物の所有者による地上権設定契約や賃貸借契約の解除は含まない) により、当該場所で事業を実施することが不可能な場合

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(8/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
発電設備の設置場所	市町村合併の場合／区画整理による変更／住居表示確定などによる変更／地番の分筆、合筆による変更		○		<p>【市町村合併による変更の場合】</p> <p>①地方自治体が発行する市町村合併を証する書類（ウェブサイト等のページでも可）（設備の所在地が地番表記の場合）</p> <p>②住民票写し（設備の所在地住居表示の場合）</p> <p>【区画整理による変更の場合】</p> <p>①地籍図</p> <p>②仮換地・底地証明</p> <p>【住居表示確定による変更の場合】</p> <p>①住居番号付定通知書</p> <p>【地番の分筆・合筆による変更】</p> <p>①土地登記簿謄本</p>	地番の分筆・合筆により事業区域が変更される場合は、「地番の追加・削除」として変更認定申請を行う必要があります。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(9/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業区域の面積	○	○			地番の追加・削除や移設による変更の場合は変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は事前変更届出により届け出て下さい。
複数太陽光発電設備設置事業の該当性	○				第一種複数太陽光発電設備設置事業↔第二種複数太陽光発電設備設置事業に変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。
太陽光発電設備の設置形態（屋根設置と地上設置の別）	○			①構造図（50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要） ②配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要）	

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(10/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
農地一時転用許可申請予定の有無	○				10kW以上50kW未満太陽光設備において農地一時転用許可申請予定を「無」にする場合又は農地一時転用許可期間を3年以下に変更しようとする場合は、全量売電ができなくなり、自家消費等計画の「自家消費等の比率」を30%以上にする必要があります。
太陽電池に係る事項 (製造事業者名/種類/変換効率/型式番号/枚数/合計出力)	●			①構造図 (50kW未満太陽光は標準構造図と異なる場合のみ必要) ②配線図 (50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要)	パネルの型式を変更する場合は、JP-AC太陽光パネル登録リストに登載されているパネルを指定して下さい。変更の基準となる合計出力は、2017年度以降の認定については新規認定取得時、2016年度以前の認定については新制度への移行手続時に登録する「太陽電池の合計出力」とします。ただし、新規認定取得後または新制度への移行手続後から2017年8月30日までに変更認定申請または事前変更届出を提出し太陽電池の合計出力を変更した場合は、変更後の値が基準合計出力となります。また、2017年8月31日以降に価格変更の伴う太陽電池の合計出力の変更をした場合は、変更後の値が基準合計出力となります。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(11/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
風車に係る事項（製造事業者名／型式番号／NK認証番号）	○			①発電設備の内容を証する書類（仕様書等） ②構造図（設備配置図） ③配線図 ④日本海事協会発行の型式認証書	1基当たりの出力が20kW未満の風力発電設備を使用する場合に限りです。風車及びPCSの型式、定格出力が記載されている仕様書等が必要です。
配線方法	○			①配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ②構造図（50kW未満太陽光で標準構造図と異なる場合のみ必要）	
自家発電設備等の設置の有無	●			①配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要） ②構造図（50kW未満太陽光で標準構造図と異なる場合のみ必要） ③自家発電設備等の仕様書(50kW未満太陽光は不要)	自家発電設備等にはエネファーム、エコウィル、蓄電池、家庭に電気を供給することができる電気自動車等が含まれます。自家発電設備等を併設する場合は、系統の電気が充電されないことなどを確認するため、仕様書の添付が必要です。バイオマス発電設備に太陽光パネルや排熱利用バイナリー発電装置等を設置し自家消費に充てる場合も本変更該当します。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(12/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
電気事業者への電気供給量の計測方法		○			配線図（50kW未満太陽光は標準配線図と異なる場合のみ必要）	
系統接続に係る事項	接続契約締結日	●			接続の同意を証する書類（「主要な事項の変更による再締結」である旨が記載されているもの）	「主要な事項の変更による再締結」以外の理由で接続契約締結日に変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要です（届出も不要）。「主要な事項の変更による再締結」に当たる場合は以下の通りです。 ①工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後再締結する場合 ②発電事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更（架空線↔地中線）、新設アクセス線の施設者の変更（発電事業者→一般送配電事業者）の理由により、再接続検討がなされ、その後再締結する場合
	接続契約締結先		○		接続の同意を証する書類（変更後の接続契約先が分かるもの）	

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(13/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
事業実施工程（運転開始予定日、設備廃止予定日）			○			
保守点検責任者	別の保守点検責任者に変更する場合	○			事業実施体制図	
	同一の保守点検責任者の社名変更、会社分割、合併の場合、異動、相続の場合など、事後変更届出で行うことが可能な事業者変更の場合			○	①事業実施体制図 ②変更理由を証する書類	保守点検責任者については、事業計画に添付する「事業実施体制図」の保守点検責任者と同一の者を記載してください。 保守点検責任者を法人の担当者名など「個人」として認定を受けている場合、社内異動により担当者が変わる場合も変更が必要です。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(14/19)

変更対象の項目		変更手続			添付書類	備考
		変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
保守点検及び維持管理計画	保守点検責任者の変更に伴う場合／保守点検及び維持管理計画に記載された点検項目及び実施スケジュール等に変更がある場合	○			保守点検及び維持管理計画（項目欄に全ての内容を記載できない場合で「別紙あり」のチェックボックスにチェックされた場合の別紙）	具体的な点検実施項目、点検方法及び実施スケジュールを記載してください。電気事業法の規定により保安規程の届出がある場合、届出される保安規程を添付することも可能です。
	同一の保守点検責任者の社名変更、会社分割、合併の場合、異動、相続の場合など、事後変更届出で行うことが可能な事業者変更による事業体制の変更		○		事業実施体制図（10kW未満の太陽光の場合は不要）	「変更理由」に「保守点検責任者の変更のみによる実施体制の変更」と記載することが必要です。
保守点検及び維持管理費用			○			運転開始前に変更する場合のみ記載して下さい。
廃棄等費用（総額、算定方法、積立開始時期、積立終了時期、毎月積立金額）			○			

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(15/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
補助金の受給額	○			補助金が返還されたことが分かる書類	発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更して下さい。
自家消費・地域消費等計画	○				10kW以上50kW未満太陽光設備において、自家消費等の比率を30%未満にするような変更はできません。 (営農型太陽光（農地一時転用許可期間が3年を越えるものに限る）を除く。)

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(16/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
解体等に要する費用	○			内部積立てに係る事項	
【地熱・中小水力・バイオマスで、地域活用要件が求められる場合】 選択する地域活用要件	○			<p>変更後の地域活用要件における新規認定時に必要な書類</p> <p>【自家消費・地域消費型②の場合】 ①発電設備の所在する都道府県内に小売供給の5割を供給する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの ②再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の各都道府県内への供給状況を証する書類</p> <p>【地域一体型①の場合】 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、災害その他の非常の場合を含む電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証する文書</p> <p>【地域一体型②の場合】 地方公共団体の直接出資を証する書類</p> <p>【地域一体型③の場合】 地方公共団体が直接出資する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、再生可能エネルギー電気特定卸供給により電気を供給することを証するもの、又は誓約するもの</p>	

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(17/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
需給管理の方法	○	○		発電量調整供給契約申込書の写し	変更認定申請で事業者名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事前変更届出により届け出て下さい。
市場取引により供給する方法	○	○		市場取引等により供給する方法を証する書類	
セキュリティ管理責任者	○				
【地熱の場合】 源泉モニタリングに係る実施計画の内容		○		地熱資源等モニタリング計画書	地熱資源等モニタリング計画書に記載されている添付書類も必要です。
【バイオマスの場合】 燃料区分／燃料名（同じ調達価格区分内での燃料の種類の変更を含む）	●			①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書に記載されている添付書類も必要です。
【バイオマスの場合】 「燃料（原料）調達及び使用計画書」における燃料の収集・調達先		○		①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	
【バイオマスの場合】 バイオマス比率、バイオマス比率考慮後出力及び調達上限比率の変更	●			①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(18/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
【バイオマスの場合】 最大のライフサイクルGHGの値の変更	○	○		①バイオマス比率計算書 ②バイオマス燃料（原料）調達及び使用計画書	変更認定申請で燃料名を変更される場合は、変更認定申請により申請して下さい。それ以外の場合は、事前変更届出により届け出て下さい。
【認定申請時の誤入力を訂正する場合】 地方税法第72条の4に係る事項		○		その他として、「地方税法第72条の4の該当性」を追加し、変更前に「地方税法第72条の4に規定する法人」、変更後に「地方税法第72条の4に規定する法人でない」若しくは変更前に「地方税法第72条の4に規定する法人でない」、変更後に「地方税法第72条の4に規定する法人」と記載し、変更理由に「誤記入による変更」と記載する。 添付資料は不要。	「社名変更」などの「事後変更届出」による事業者変更にて、該当又は非該当の変更も同時に行うことが必要です。 「変更認定」による事業者変更の場合、変更認定にて、該当又は非該当の変更も同時に行うことが必要です。 誤入力による訂正の場合、「事前変更届出」による変更が必要です。

2-2.変更手続項目/共通



変更手続 整理表(19/19)

変更対象の項目	変更手続			添付書類	備考
	変更認定	事前変更届出	事後変更届出		
【みなし認定用事業計画提出時の誤入力を訂正する場合】 ・太陽電池の合計出力 ・接続契約締結日 ・事業区域の面積 ・接続契約締結先 ・特定(買取)契約締結先 ・買取価格		○		その他として、みなし認定移行手続時の誤入力した項目を追加し、変更前に誤入力した内容を、変更後に正しい内容を記載し、変更理由に「みなし認定用事業計画提出時の誤入力の訂正」と記載する。添付資料は以下のとおり。 ①50kW未満の太陽光発電設備で太陽電池の合計出力を訂正する場合、太陽電池の発注書及び発注請書。ただし、申請時に電子申請システムにパネルの型式と枚数を登録している場合、添付資料は不要。(50kW以上の太陽光発電設備については、原則添付書類は不要だが、審査内容によっては配置図等の確認書類を求める場合がある。) ②接続契約締結日を訂正する場合、接続の同意を証する書類(ただし、みなし認定用事業計画提出時に既に提出している場合は、添付書類は不要)事業区域の面積、接続契約締結先、特定(買取)締結先、買取価格の訂正については添付書類は不要。	みなし認定用事業計画の接続申込み日、工事費負担金、連系工事期間の誤入力については、訂正は不要です。 運転開始済みのチェックの訂正については、個別にお問い合わせ下さい。

2-3.変更手続/情報入力



変更内容の登録画面が表示されます。

変更申請登録

設備区分選択 | **情報入力** | 内容確認 | 書類添付 | 登録完了

認定情報

設備ID: [REDACTED]

認定申請の認定日: 2020年04月08日

変更内容選択

変更内容

- 事業者の変更
- 発電設備の出力の変更
- 太陽電池に係る事項および合計出力の変更
- 蓄電池に係る事項（構成図・配線図・自家発電設備等の設置の有無）の変更
- 発電設備の設置場所の変更
- その他

その他変更内容

事業者情報

登録簿上の記載内容と一致させること。

変更前	変更後
事業者名を変更しますか?	<input type="checkbox"/> 新たに事業者を登録します
事業者情報を編集する	<input type="checkbox"/>
設備利用者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方
地方税法第七十二条の四に規定する法人	地方税法第七十二条の四に規定する法人 ※該当する場合にチェックをすること
事業者名 変更理由	
事業者名 備考	

変更前の値が表示されています

こちらの値を変更して申請します

変更を行う発電設備の区分によって、変更可能な項目、必須となる項目が異なりますのでご注意ください
※マニュアルでは必須マークがついていなくても必須となる場合があります

【変更認定申請】変更可能項目

- 事業者情報・・・P.27へ
- 発電設備区分・・・P.42へ
- 発電設備の出力・・・P.44へ
- 複数太陽光発電設備設置事業の該当性・・・P.45へ
- 地域活用要件の具備・・・P.45へ
- パワーコンディショナーの自立運転機能の有無・・・P.46へ
- 給電用コンセントの有無・・・P.46へ
- 発電設備の名称・・・P.47へ
- 発電設備の設置場所に係る事項・・・P.48へ
- 事業区域の面積・・・P.49へ
- 太陽光発電設備の設置形態・・・P.49へ
- 農地一時転用許可申請予定の有無・・・P.50へ
- 太陽電池に係る事項・・・P.51へ
- 太陽電池の合計出力・・・P.54へ
- 構造図・配線図・・・P.55へ
- 風車に係る事項・・・P.56へ
- 配線方法・・・P.57へ
- 自家発電設備等の設置の有無・・・P.58へ
- 電気事業者への電気供給量の計測・・・P.58へ
- 接続契約締結日・・・P.59へ
- 保守点検責任者・・・P.60へ
- 保守点検及び維持管理計画・・・P.61へ
- 補助金・・・P.62へ
- 自家消費・地域消費等計画・・・P.63へ
- 解体等に要する費用・・・P.66へ
- バイオマス燃料・比率・考慮後出力・調達上限比率・ライフサイクルGHG算定値・・・P.72へ
- 選択する地域活用要件・・・P.74へ

2-3.変更手続/情報入力[変更内容選択]



該当する変更内容を選択します。

認定情報	
設備ID	AK79813C13
認定申請の認定日	2022年03月17日

申請内容選択	
変更認定申請又は追加認定申請の別 必須	<input type="radio"/> 変更認定申請 <input type="radio"/> 追加認定申請

変更内容選択	
変更内容 必須	<input type="checkbox"/> 事業者の変更 <input type="checkbox"/> 発電設備の出力の変更 <input type="checkbox"/> 太陽電池に係る事項および合計出力の変更 <input type="checkbox"/> 蓄電池に係る事項（構成図・配線図・自家発電設備等の設置の有無）の変更 <input type="checkbox"/> 発電設備の設置場所の変更 <input type="checkbox"/> その他 その他変更内容 <input type="text"/>

[変更認定申請又は追加認定申請の別]の選択

該当する申請を選択します
※変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合は、変更認定申請を選択して下さい。

[変更内容]の選択

該当する変更内容を選択します
※複数の選択が可能です
※「その他」を選択した場合は、「その他変更内容」を入力します

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

事業者情報

登記簿上の記載内容と一致させること。
字名まで必ず入力してください。

	変更前	変更後
事業者名を変更しますか？		<input type="checkbox"/> 新たに事業者を登録します
事業者情報を編集する		<input type="checkbox"/>
設備利用者区分 必須	屋根貸し事業者の方	屋根貸し事業者の方
地方税法第七十二条の四に規定する法人	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人 ※該当する場合にチェックをすること
課税事業者の該否		--なし--
事業者名 変更理由	<input type="text"/>	
事業者名 備考	<input type="text"/>	

[事業者]の変更

【事業者情報を編集する】を選択すると、編集する項目が表示されます
※編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は、変更認定申請で行える変更の場合は、【新たに事業者を登録します】にチェックを付けて、新しく情報を登録してください。
変更認定申請で行えない変更の場合は別途事後変更届出を行ってください。

[設備利用者区分]の変更 (太陽光のみ)

※該当の区分をリストより選択します

「課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）」を選択された場合は「法人番号」の欄にインボイス登録番号を入力してください。（法人番号を有する課税事業者はインボイス登録番号と法人番号は同一の番号です。）

[地方税法第七十二条の四に規定する法人]の選択

- ・事業者を変更した場合などで、地方税法第七十二条の四に該当する法人などが事業者となる場合、チェックを入れてください。
- ・**該当する場合のみ、チェックを入れてください。**

※注意

該当しないのにチェックが入っている場合、電力会社で認めない可能性があります。該当しない場合は必ずチェックを外してください。

[変更理由区分]の選択

※事業者情報を変更する場合、変更理由や備考を入力してください

2-3.変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

課税事業者の該否	課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当）	「課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）」を選択された場合は「法人番号」の欄にインボイス登録番号を入力してください。（法人番号を有する課税事業者はインボイス登録番号と法人番号は同一の番号です。）
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号 必須	1234567890123	[半角数字13桁]

[課税事業者の該否]の変更

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、「**課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）**」を選択してください。

※**価格の変更を伴う変更を行う場合、当該欄は必須となります。**

[法人番号／インボイス発行事業者の登録番号]を入力します

「**課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）**」を選択した場合、**法人番号**がある場合には**国税庁から指定・通知される13桁の法人番号**を、**インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）**である場合にはその**登録番号（「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字）**を入力してください。

※[事業者名を変更しますか？]で「新たに事業者を登録します」を選択した場合または[事業者情報を編集する]を選択されている状態で、[法人個人区分]が「法人」または「公共法人」の場合、当該欄は事業者名欄の下に表示されます。（P.37参照）

[事業者情報を編集する]を選択した場合

…[マニュアルP.29](#)へ

[事業者名を変更しますか？]で[新たに事業者を登録します]を選択した場合

…[マニュアルP.32](#)へ

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[事業者情報を編集する]を選択した場合（個人の場合）

事業者名を変更しますか?		<input type="checkbox"/> 新たに事業者を登録します	
事業者情報を編集する		<input checked="" type="checkbox"/>	編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は、変更認定申請で行える変更の場合は「事業者名を変更する」を選択し、変更認定申請を行ってください。
設備利用者区分 必須	自ら太陽光発電設備を設置される方	自ら太陽光発電設備を設置される方 ▼	
地方税法第七十二条の四に規定する法人	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人	<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人 ※該当する場合にチェックをすること	
事業者名 必須	姓（ふりがな） 名（ふりがな） けいざい たろう 姓 名 経済 太郎	姓（ふりがな） 名（ふりがな） けいざい たろう 姓 名 経済 太郎	
事業者の住所（郵便番号）	〒 105-0004	〒 105 - 0004 住所反映	
事業者の住所 必須	ふりがな： とうきょうとみなとくしんぼし 都道府県： 東京都 市区町村： 港区 町名・番地： 新橋1-1-1 変更前の住所： 東京都港区新橋1-1-1	ふりがな とうきょうとみなとくしんぼし 都道府県 東京都 市区町村 港区 町名・番地 新橋1-1-1	[全角文字] 住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。町名・番地については、手入力してください。 丁目・番地・号の区切りは、必ず全角ハイフンを使用してください。 例1：1丁目1番地1号 → 1-1-1 例2：2丁目1000番地 → 2-1000 区切りが全角ハイフンでない場合、不備として差し戻しとなり、審査期間が延びることがございますのでご注意ください。
事業者名 変更理由	<input type="text"/>		
事業者名 備考	<input type="text"/>		

[姓（ふりがな）]
[名（ふりがな）]
[事業者の住所（ふりがな）]
の変更

※上記以外の項目を変更したい場合は【新たに事業者を登録します】にチェックを付けて、新しく情報を登録してください。
※変更認定申請で行えない変更の場合は別途事後変更届出を行ってください。

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[事業者情報を編集する]を選択した場合（法人・公共法人の場合）

事業者名	<p>必須</p> <p>事業者名（ふりがな） かぶしきがいしゃほうじん</p> <p>事業者名 株式会社法人</p>	<p>事業者名（ふりがな） かぶしきがいしゃほうじん</p> <p>事業者名 株式会社法人</p>	<p>[全角文字] 「事業者名」を入力してください。 ※電力会社との電力供給 記載してください。 ※企業名は「（株） 「株式会社」等の ※本項目以下の設 ター計測による は、既存認定発 の内容を入力して ※入力できない文 ナで入力してくだ ※ふりがなは、ひ い。</p>
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号	<p>必須</p> <p>法人番号未取得 <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>法人番号を持っている場合、こちら（国税庁「法人番号公表サイト」）から検索してください。 法人番号を持っていない場合、「法人番号未取得」にチェックをしてください。</p> <p>1234567890123</p> <p>法人番号未取得 <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>[半角数字13桁]</p>
法人の代表者氏名	<p>必須</p> <p>役職： 代表取締役</p> <p>ふりがな： とうきょう じろう</p> <p>氏名： 東京 次郎</p>	<p>役職 代表取締役</p> <p>ふりがな とうきょう じろう</p> <p>氏名 東京 次郎</p>	<p>[全角文字] 「代表権のある代 表者」を入力してく ださい。 入力できない文字 で入力してくださ</p>
事業者の住所（郵便番号）	〒 100-0001	〒 100 - 0001 住所反映	
事業者の住所	<p>必須</p> <p>ふりがな： とうきょうとちよだくちよだ 都道府県： 東京都 市区町村： 千代田区 町名・番地： 千代田1 変更前の住所： 東京都千代田区千代田1</p>	<p>ふりがな とうきょうとちよだくちよだ</p> <p>都道府県 東京都</p> <p>市区町村 千代田区</p> <p>町名・番地 千代田1</p>	<p>[全角文字] 住所反映ボタンを 県・市区町村が設 町名・番地につい い。 丁目・番地・号の フンを使用してく 例1： 1丁目1番地 例2： 2丁目1000 区切りが全角ハイフンでない場合、不備と して差し戻しとなり、審査期間が延びるこ とがございますのでご注意ください。</p>
法人の代表電話番号	<p>必須</p> <p>01-2345-6799</p>	01-2345-6799	<p>[半角数字] ハイフンつきの半角数字を入力してくだ さい。 携帯電話番号は原則不可となります。固定 電話がない場合のみ携帯電話番号を入力し てください。</p>

[事業者名（ふりがな）]
[法人番号／インボイス発行事業者の登録番号]
[法人番号未取得]
[法人の代表者氏名（役職）]
[法人の代表者氏名（ふりがな）]
[法人の代表者氏名（氏名）]
[事業者の住所（ふりがな）]
[法人の代表電話番号]
の変更

※上記以外の項目を変更したい場合は【新たに事業者を登録します】にチェックを付けて、新しく情報を登録してください。

※変更認定申請で行えない変更の場合は別途事後変更届出を行ってください。

2-3.変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[事業者情報を編集する]を選択した場合（法人・公共法人の場合）

[役員なし]チェック

※登録する役員がない場合のみ、役員なしにチェックを付します

法人の役員情報【変更後】

役員なし

No	必須	法人の役員氏名									
1		<table border="1"><tr><td>役職</td><td>課長</td><td>[全角文字]</td></tr><tr><td>ふりがな</td><td>とうきょうほうじん じろう</td><td>[全角ひらがな]</td></tr><tr><td>氏名</td><td>東京法人 二郎</td><td>[全角文字]</td></tr></table> <p>追加 コピー 削除</p>	役職	課長	[全角文字]	ふりがな	とうきょうほうじん じろう	[全角ひらがな]	氏名	東京法人 二郎	[全角文字]
役職	課長	[全角文字]									
ふりがな	とうきょうほうじん じろう	[全角ひらがな]									
氏名	東京法人 二郎	[全角文字]									

「追加」：複数の[法人の役員情報]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合は削除できません)

[役職](全角文字)
[氏名(ふりがな)](全角ひらがな)
[氏名](全角文字)
を入力します

2-3.変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択した場合

法人個人区分	必須	個人	<input type="text" value="法人"/>	<ul style="list-style-type: none">法人法人個人公共法人	<p>法人：株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含む。</p> <p>公共法人：地方税法第72条の4に規定する以下の法人をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">①都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体②地方独立行政法人③法人税法 別表第一に規定する独立行政法人④国立大学法人等及び日本司法支援センター⑤沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構⑥社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団
--------	-----------	----	---------------------------------	---	--

[法人個人区分]を選択します

[個人]を選択した場合・・・マニュアルP.34へ

[法人]を選択した場合・・・マニュアルP.37へ

[公共法人]を選択した場合・・・マニュアルP.33へ

[法人][公共法人]詳しい選択方法は画面右側の※欄外を参照

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“公共法人”を選択した場合

The image shows a screenshot of a web application interface. On the left, a sidebar contains the text '公共法人詳細' (Public Corporation Details) and a red button labeled '選択' (Select). The main content area displays a list of radio button options for selecting a public corporation type. An orange callout box points to this list, containing the text: '[公共法人詳細]を選択します ※マニュアルP.37へ' (Select [Public Corporation Details] ※ Refer to Manual P.37).

公共法人詳細 選択

- ①都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特別区その他政令で定める公共団体
- ②地方独立行政法人
- ③法人税法別表第一に規定する独立行政法人
- ④国立大学法人等及び日本司法支援センター
- ⑤沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構
- ⑥社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

[公共法人詳細]を選択します
※マニュアルP.37へ

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“個人”を選択した場合（2/3）

事業者の住所（郵便番号） **必須** 〒 105-0004

〒 123 - 4567 **住所反映**

※ [数字]
郵便番号が分からない方は、[こちら（日本郵便株式会社「郵便番号検索サイト」](#)）から検索してください。

[郵便番号](半角数字)を入力し、「住所反映」ボタンをクリックします

該当する住所のポップアップ画面が表示されます
※郵便番号が分からない方は欄外のリンクより検索します

住所を選択し「登録」ボタンをクリックします
[都道府県]・[市区町村]が自動入力されます

住所選択

以下から該当する住所を選択して「選択」ボタンを押してください。

選択	No	郵便番号	住所
<input type="checkbox"/>	1	1000013	東京都千代田区霞が関

閉じる

「ふりがな」(全角文字)を入力します

※数値は入力不要です

事業者の住所 **必須**

ふりがな： とうきょうとみなとくしんばし

都道府県： 東京都

市区町村： 港区

町名・番地： 新橋1-1-1

変更前の住所： 東京都港区新橋1-1-1

ふりがな

都道府県

市区町村

町名・番地

[全角文字]
住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。町名・番地については、手入力してください。
丁目・番地・号の区切りは、必ず全角ハイフンを使用してください。
例1：1丁目1番地1号 → 1-1-1
例2：2丁目1000番地 → 2-1000
区切りが全角ハイフンでない場合、不備として差し戻しとなり、審査期間が延びることがございますのでご注意ください。

「町名・番地」を入力します

※数値を含め、すべて全角で入力します

2-3.変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“個人”を選択した場合（3/3）

1	電話番号	必須	03-1234-5678	<input type="text" value="03-1234-5678"/>	[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
2	内線番号			<input type="text" value="1234567890"/>	[半角数字]
3	FAX番号			<input type="text" value="03-1234-5678"/>	[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
4	メールアドレス	必須	test@test.jp	<input type="text" value="fit-mail@fit-portal.go.jp"/> <input type="checkbox"/> 事業者のメールアドレスなし	[半角英数字] ※申請等の審査結果等に係る連絡は本メールアドレスにて行います。
5	メールアドレス（確認）	必須		<input type="text" value="fit-mail@fit-portal.go.jp"/>	

1.「電話番号」(半角数字)を入力します
※ハイフン付きの半角数字を入力します

2.「内線番号」(半角数字)を入力します(任意)

3.「FAX番号」(半角数字)を入力します(任意)
※ハイフン付きの半角数字を入力します

4.[メールアドレス](半角英数)を入力します
※代行申請の場合、書類添付画面にて事業者の「印鑑証明書」と事業者からの「委任状」を添付します
※登録者のメールアドレスが自動で設定されます

5.[メールアドレス(確認)](半角英数)を入力します
※確認のため、もう一度メールアドレスを入力します

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で「法人」、「公共法人」を選択した場合（1/5）

事業者名 必須	事業者名 (ふりがな) かぶしきがいしゃほうじん 事業者名 株式会社法人	事業者名 (ふりがな) かぶしきがいしゃまるまるしすてむず 事業者名 株式会社〇〇システムズ	[全角文字] 「事業者名」を入力してください。 ※電力会社との電力受給契約と同じ名義を記載してください。 ※企業名は「(株)」等の略称にせず、「株式会社」等の記載にしてください。 ※本項目以下の設置者情報について、子メーター計測による設備の申請である場合は、既存認定発電設備の設置者情報と同一の内容を入力してください。 ※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。
法人番号/インボイス発行事業者の登録番号 必須	法人番号未取得 <input checked="" type="checkbox"/>	法人番号を持っている場合 サイト から検索してください。 法人番号を持っていない場合 <input type="checkbox"/> をしてください。 1234567890123 法人番号未取得 <input type="checkbox"/>	

[事業者名]
事業者名(ふりがな)・・・(全角ひらがな)
事業者名・・・(全角文字)
を入力します

※事業者名は「(株)」等の略称文字や特殊文字を使用せず、「株式会社」等と入力します

[法人番号/インボイス発行事業者の登録番号](半角数字13桁)を入力します

法人番号がある場合には国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を入力してください
 ※法人番号が不明な場合は「[国税庁\(法人番号公表サイト\)](#)」のリンクより、検索し入力してください
 ※法人番号を持っていない場合は「法人番号未取得」にチェックをしてください（なお「課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）」を選択している場合は未取得をチェックすることはできません。

「法人の代表者氏名」(全角文字)を入力します

※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力します
 ※環境依存文字は入力出来ません
 例) ￥ \$ % + - ± 「 『 』 【 】 全 々 ○ ◇ □ △ ☆ 〒 → ← ↑ ↓
 ※合同会社の場合は以下のとおり入力します
 氏名：株式会社〇〇
 役職：代表社員〇〇 〇〇

法人の代表者氏名 必須	役職 ふりがな とうさよう たろう 氏名 東京 太郎
--	----------------------------------

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“法人”、“公共法人”を選択した場合（2/5）

事業者の住所（郵便番号） **必須** 〒 105-0004

〒 123 - 4567 **住所反映**

※ [半角数字]
郵便番号が分からない方は、[こちら（日本郵便株式会社「郵便番号検索サイト」）](#)から検索してください。

[郵便番号](半角数字)を入力し、「住所反映」ボタンをクリックします

該当する住所のポップアップ画面が表示されます
※郵便番号が分からない方は欄外のリンクより検索します

住所を選択し「選択」ボタンをクリックします
[都道府県]・[市区町村]が自動入力されます

「ふりがな」(全角文字)を入力します
※数値は入力不要です

住所選択

以下から該当する住所を選択して「選択」ボタンを押してください。

選択	No	郵便番号	住所
<input type="button" value="選択"/>	1	1500013	東京都渋谷区恵比寿

事業者の住所 **必須**

ふりがな： とうきょうとみなとくしんばし
都道府県： 東京都
市区町村： 港区
町名・番地： 新橋1-1-1
変更前の住所： 東京都港区新橋1-1-1

ふりがな

都道府県

市区町村

町名・番地

[全角文字]
住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。町名・番地については、手入力してください。
丁目・番地・号の区切りは、必ず全角ハイフンを使用してください。
例1：1丁目1番地1号 → 1-1-1
例2：2丁目1000番地 → 2-1000
区切りが全角ハイフンでない場合、不備として差し戻しとなり、審査期間が延びることがございますのでご注意ください。

「町名・番地」を入力します
※数値を含め、すべて全角で入力します

2-3. 変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“法人”、“公共法人”を選択した場合（3/5）

「法人の代表電話番号」(半角数字)
を入力します

※ハイフン付きの半角数字を入力します
※携帯電話番号は原則不可となります。固定電話がない
場合のみ携帯電話番号を入力してください。

「法人の代表連絡先メールアドレス」(半角英数)
を入力します

※法人の代表連絡先メールアドレスがない場合は、担当者
のメールアドレスを入力します

法人の代表電話番号	必須	03-1234-5678	[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
法人の代表連絡先メールアドレス	必須	fit-mail@fit-portal.go.jp	[半角英数字] 法人の代表連絡先メールアドレスがない場合は、担当者のメールアドレスを入力してください。
法人の代表連絡先メールアドレス (確認)	必須	fit-mail@fit-portal.go.jp	
担当者の氏名	必須	姓 (ふりがな) とうきょう 名 (ふりがな) たろう 姓 東京 名 太郎	[全角文字] 申請等の審査結果等に係る連絡先を入力してください。 入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。 外国人の方は、証明書等に記載されている姓名と同様に入れてください。Middle Nameがある方は、姓名のどちらかに全角スペース区切りで入力してください。 ふりがなは、ひらがなで入力してください。

「法人の代表連絡先メールアドレス(確認)」(半角英数)
を入力します

※確認のため、もう一度メールアドレスを入力します

「担当者の氏名」を入力します

※全て入力必須です

2-3.変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“法人”、“公共法人”を選択した場合（4/5）

1	担当者連絡先電話番号 必須	03-1234-5678	<input type="text" value="03-1234-5678"/>	[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
2	担当者連絡先内線番号		<input type="text" value="1234567890"/>	[半角数字]
3	担当者連絡先FAX番号		<input type="text" value="03-1234-5678"/>	[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
4	担当者連絡先メールアドレス 必須	test@test.jp	<input type="text" value="fit-mail@fit-portal.go.jp"/> <input type="checkbox"/> 事業者のメールアドレスなし	[半角英数字] ※申請等の審査結果等に係る連絡は本メールアドレスにて行います。
5	担当者連絡先メールアドレス(確認) 必須		<input type="text" value="fit-mail@fit-portal.go.jp"/>	

1.「担当者連絡先電話番号」(半角数字)を入力します

※ハイフン付きの半角数字を入力します

2.「担当者連絡先内線番号」(半角数字)を入力します(任意)

3.「担当者連絡先FAX番号」(半角数字)を入力します(任意)

※ハイフン付きの半角数字を入力します

4.[担当者連絡先メールアドレス](半角英数)を入力します

※代行申請の場合、書類添付画面にて事業者の「印鑑証明書」と事業者からの「委任状」を添付します

※登録者のメールアドレスが自動で設定されます

5.[担当者連絡先メールアドレス(確認)](半角英数)を入力します

※確認のため、もう一度メールアドレスを入力します

2-3.変更手続/情報入力[事業者情報]



[事業者情報]を変更する場合

[新たに事業者を登録します]を選択し、「法人個人区分」で“法人”、“公共法人”を選択した場合（5/5）

[役員なし]チェック

※登録する役員がない場合のみ、役員なしにチェックを付します

法人の役員情報【変更後】

変更後にはすべての役員を入力してください。

役員なし

No	必須	法人の役員氏名									
1		<table border="1"><tr><td>役職</td><td><input type="text"/></td><td>[全角文字]</td></tr><tr><td>ふりがな</td><td><input type="text" value="とうきょう たろう"/></td><td>[全角ひらがな]</td></tr><tr><td>氏名</td><td><input type="text" value="東京 太郎"/></td><td>[全角文字]</td></tr></table> <p>追加 コピー 削除</p>	役職	<input type="text"/>	[全角文字]	ふりがな	<input type="text" value="とうきょう たろう"/>	[全角ひらがな]	氏名	<input type="text" value="東京 太郎"/>	[全角文字]
役職	<input type="text"/>	[全角文字]									
ふりがな	<input type="text" value="とうきょう たろう"/>	[全角ひらがな]									
氏名	<input type="text" value="東京 太郎"/>	[全角文字]									

「追加」：複数の[法人の役員情報]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合は削除できません)

[役職](全角文字)
[氏名(ふりがな)](全角ひらがな)
[氏名](全角文字)
を入力します

2-3.変更手続/情報入力[発電設備区分]



[発電設備区分]を変更する場合

特例太陽光の場合

	変更前	変更後	
発電設備区分	特例太陽光	特例太陽光	※「太陽光発電設備のみ」とは、発電設備が10kW未満の太陽光発電設備を指します。また、押し上げ効果のない蓄電池等を含む設備も含まれます。 ※「太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの」とは、太陽光発電設備に自家発電設備等(家庭用燃料電池や家庭用ガスコジェネなど)を併設するものを指します。
特例太陽光ダブル発電区分 必須	太陽光発電設備のみ	太陽光発電設備のみ	
発電設備区分 変更理由	<input type="text"/>		
発電設備区分 備考	<input type="text"/>		

[特例太陽光ダブル発電区分]の変更

※必須項目のため、
選択リストから該当する区分を必ず選択してください

太陽光の場合

	変更前	変更後	
発電設備区分 必須	太陽光 10kW未満 (太陽光発電設備のみ)	太陽光 10kW未満 (太陽光発電設備のみ)	※「太陽光発電設備のみ」とは、発電設備が10kW未満の太陽光発電設備を指します。また、押し上げ効果のない蓄電池等を含む設備も含まれます。 ※「太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの」とは、太陽光発電設備に自家発電設備等(家庭用燃料電池や家庭用ガスコジェネなど)を併設するものを指します。
発電設備区分 変更理由	<input type="text"/>		
発電設備区分 備考	<input type="text"/>		

[発電設備区分]の変更

※該当する区分を選択リストより選択します

2-3. 変更手続/情報入力[発電設備区分]



[発電設備区分]を変更する場合

風力の場合

	変更前	変更後
発電設備区分	風力 (陸上風力リブレースを除く)	風力 (陸上風力リブレースを除く)

[発電設備区分]の変更

※該当する区分を選択リストより選択します

水力の場合

	変更前	変更後
発電設備区分	水力 200kW未満	水力 200kW未満

[発電設備区分]の変更

※該当する区分を選択リストより選択します

地熱の場合

	変更前	変更後
発電設備区分	地熱 15,000kW未満	地熱 15,000kW未満

[発電設備区分]の変更

※該当する区分を選択リストより選択します

バイオマスの場合

	変更前	変更後
発電設備区分	バイオマス メタン発酵ガス(バイオマス由来)	バイオマス メタン発酵ガス(バイオマス由来)

[発電設備区分]の変更

※該当する区分を選択リストより選択します

2-3.変更手続/情報入力[発電設備の出力]



[発電設備の出力]を変更する場合

[発電設備の出力(kW)]の変更

※半角数字(小数点第1位まで)
※小数点第3位まで記載されますが、
変更する場合は小数点第1位までの入力としてください

※太陽光10kW以上または複数太陽光発電設備
設置事業の設備において、価格の変更を伴う変更を
行う場合は選択してください
※申請をしますを選択された方は遵守事項の同意
ならびに書類添付画面で必要書類の添付を行って
ください

「発電設備の出力 (kW)」を変更する場合は、
「発電設備の出力 (kW) 変更理由区分」を選択してください
※該当する区分を選択リストより選択します

「発電の出力 (kW) 備考」は記載すべき事項があれば入力してください

2023年9月13日より、運転開始後の太陽光設備が10kW以上から10kW未満へ出力を変更する場合、
または運転開始後の複数太陽光発電設備設置事業が通常の10kW未満太陽光設備へ変更する場合は、
以下の条件を満たす必要があります。

【申請内容】

- ・太陽電池の合計出力 (kW) が10kW未満
- ・給電用コンセントの有無が有
- ・パワーコンディショナーの自立運転機能が有
- ・廃棄等関係の計画の入力

【添付書類】

- <共通> ・パネル外観の写真
- <廃棄の場合> ・解体撤去業者に廃棄等を依頼した契約書及び領収書
- <売却の場合> ・買取業者に売却した契約書及び領収書
- ・パネル外観の写真 (撤去前・中・後)
- ・産業廃棄物管理表 (マニフェスト) の写し

2-3. 変更手続/情報入力[複数太陽光発電設備設置事業の該当性]など



[複数太陽光発電設備設置事業の該当性]、[地域活用要件の具備]を変更する場合

屋根貸し事業者の方の場合

複数太陽光発電設備設置事業の該当性		<p>--なし--</p> <p>--なし--</p> <p>第一種複数太陽光発電設備設置事業</p> <p>第二種複数太陽光発電設備設置事業</p>	<p>10kW未満の屋根置き太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再エネ電気を電気事業者に供給する事業のうち、当該事業に用いる太陽光発電設備の合計が、10kW以上50kW未満となるものは「第一種複数太陽光発電設備設置事業」、50kW以上となるものは「第二種複数太陽光発電設備設置事業」を選択してください。</p> <p>〔第一種複数太陽光発電設備設置事業〕は、自家消費型の地域活用要件を設定し、10kW以上50kW未満の調達価格等が適用されます。</p> <p>〔第二種複数太陽光発電設備設置事業〕は、自家消費型の地域活用要件を設定し、</p>
-------------------	--	---	---

[複数太陽光発電設備設置事業の該当性]の変更

- ※ 欄外の説明をよく確認の上、該当する選択肢を正しく選択してください
- ※ 調達価格の変更が伴う申請の場合、必須となります

第一種複数太陽光発電設備設置事業、または太陽光10kW以上50kW未満の場合

地域活用要件の具備	<p>--なし--</p> <p>--なし--</p> <p>具備する</p> <p>具備しない</p>	<h3>[地域活用要件の具備]の変更</h3>	<p>価格の変更を伴う申請を行う場合に必須となります。地域活用要件の具備によって適用される価格が異なる（具備する：12円、具備しない：11円）ためご注意ください。なお「具備する」を選択された場合、以下のすべてを満たす必要があります。①パワーコンディショナーの自立運転機能の有無が“有”、②給電用コンセントの有無が“有”、③自家消費等の比率（%）が“30%以上”または農地一時転用許可申請予定の有無が“有”</p>
-----------	--	-------------------------	--

2-3. 変更手続/情報入力[パワーコンディショナーの自立運転機能の有無]など



[パワーコンディショナーの自立運転機能の有無]、[給電用コンセントの有無]を変更する場合

第一種複数太陽光発電設備設置事業、または太陽光10kW以上50kW未満の場合

[パワーコンディショナーの自立運転機能の有無]の変更

※"有"を選択すると、入力欄に入力できるようになるのでそれぞれ入力してください

「パワーコンディショナーの自立運転機能の有無」を変更する場合は、「変更理由」を入力してください
「備考」は記載すべき事項があれば入力してください

[給電用コンセントの有無]の変更

「給電用コンセントの有無」を変更する場合は、「変更理由」を入力してください
「備考」は記載すべき事項があれば入力してください

2-3.変更手続/情報入力[発電設備の名称]



[発電設備の名称]を変更する場合

発電設備の名称	<input type="text" value="経済住宅A区画発電設備"/>	[全角文字] 事業者名の変更に伴って変更する場合のみ変更してください。 それ以外の場合は、事後変更届出にて届け出てください。
発電設備の名称 変更理由	<input type="text"/>	
発電設備の名称 備考	<input type="text"/>	

[発電設備の名称]の変更

- ※変更がある場合は、変更理由を入力してください
- ※備考がある場合は、備考欄に入力してください

2-3. 変更手続/情報入力[発電設備の設置場所に係る事項]



[発電設備の設置場所に係る事項]を変更します

発電設備の設置場所に係る事項【変更前】		
No	郵便番号	住所
1 代表地番 <input checked="" type="checkbox"/>	〒 105-0004	都道府県： 市区町村： 町名・番地： 住所（連結値）：
発電設備の設置場所に係る事項【変更後】		
<p>地番の追加・削除又は、設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合に、申請してください。 市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所に変更がある場合は、事前変更届出で届出してください。 郵便番号が分からない方は、こちら（日本郵便株式会社「郵便番号検索サイト」）から検索してください。</p>		
No	郵便番号	住所
1 代表地番 <input checked="" type="checkbox"/>	〒 <input type="text" value="105"/> - <input type="text" value="0004"/> <input type="button" value="住所反映"/> <p>住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。 町名・番地については、手入力してください。</p>	都道府県 <input type="text" value="東京都"/> 市区町村 <input type="text" value="港区"/> 町名・番地 <input type="text" value="新橋"/> <small>[全角文字] 住所反映 町名・番地 丁目・番地 例1：1-1-1 例2：2-2-2 区切りが ご注意下</small>
変更理由区分	<p>※当初認定された地番の全てを削除することはできませんので、ご注意ください！</p> <input type="checkbox"/> 地番追加 <input type="checkbox"/> 地番削除 <input type="checkbox"/> 移設	
変更理由	<p>移設の場合は、必ず変更理由を入力してください。</p> <input type="text"/>	

[発電設備の設置場所に係る事項]の変更

- ・代表地番
- ・郵便番号
- ・住所
- ・住所追加
- ・変更理由区分
- ・変更理由

※地番の追加・削除又は、発電設備の移設による発電設備の設置場所の変更がある場合に、申請してください

※市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所に変更がある場合は、事前変更届出で届出してください

注意

- ・変更理由区分が移設の場合は、変更理由を必ず入力してください
- ・移設と一緒に他の変更理由区分を選択することはできません

2-3. 変更手続/情報入力[事業区域の面積]など



[事業区域の面積]、[太陽光発電設備の設置形態]を変更する場合

事業区域の面積(m ²)	1,500	<input type="text" value="1,500"/>	<p>[半角数字] 地番の分筆・合筆等で、変更前と変更後の事業区域の面積に変更がない場合は、「地番の分筆、合筆による変更」として事前変更届出で申請を行ってください。</p>
事業区域の面積(m ²) 変更理由	<input type="text"/>		
事業区域の面積(m ²) 備考	<input type="text"/>		

[事業区域の面積 (m²)]の変更

※変更する場合は、変更理由を入力してください
※備考は記載すべき事項があれば入力してください

太陽光（特例太陽光）の場合

太陽光発電設備の設置形態 必須	屋根設置 <input checked="" type="checkbox"/>	地上設置 <input checked="" type="checkbox"/>	建物とは、原則として、不動産登記法111条「建物」は、屋根及び側壁又はこれらに類するもの...	
	既設の建物等 <input type="radio"/> 建設中・予定の建物等 <input type="radio"/> 2022年1月17日以前に建物を設置 <input type="checkbox"/>	野立て <input type="radio"/> 営農型 <input type="radio"/> 水上 <input type="radio"/>		建物の種類 -- なし --
	事業者が所有 <input type="radio"/> 事業者以外が所有 <input type="radio"/> 事業者が事業者以外と共有 <input type="radio"/>	事業者が所有 <input type="radio"/> 事業者以外が所有 <input type="radio"/> 事業者が事業者以外と共有 <input type="radio"/>		土地の所有 事業者が所有 <input type="radio"/> 事業者以外が所有 <input type="radio"/> 事業者が事業者以外と共有 <input type="radio"/>
太陽光発電設備の設置形態 変更理由	<input type="text"/>			
太陽光発電設備の設置形態 備考	<input type="text"/>			

[太陽光発電設備の設置形態]の変更

※変更する場合は、該当する項目をそれぞれ選択します
※変更する場合は、変更理由を入力してください
※備考は記載すべき事項があれば入力してください
※2023年度より太陽光50kW以上の申請においては一戸建ての住宅を選択して申請を行うことはできません

2-3.変更手続/情報入力[農地一時転用許可申請予定の有無]



[農地一時転用許可申請予定の有無]を変更する場合

太陽光10kW以上50kW未満の場合

農地一時転用許可申請予定の有無

有
無

農地一時転用許可申請予定の有無 変更理由

農地一時転用許可申請予定の有無 備考

有
一時転用期間（見込み）（年）

法第9条第3項に基づく認定の日から、3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は3年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。

無

[農地一時転用許可申請予定の有無]の変更

※"有"を選択すると、「一時転用期間（見込み）（年）」の入力、「遵守事項」のチェックができるようになるので、それぞれ入力、チェックをしてください

「農地一時転用許可申請予定の有無」を変更する場合は、「変更理由」を入力してください
「備考」は記載すべき事項があれば入力してください

2-3. 変更手続/情報入力[太陽電池に係る事項]



[太陽電池に係る事項]を変更する場合

太陽光（特例太陽光）の場合

型式リストから型式を選択して登録を行っていた場合

No	太陽電池
1	製造事業者名： AEソーラー 種類： A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池 変換効率： 18.80% 変換効率種別： 実効 型式番号： AE270M6-60 枚数： 200 除外事項該当性： <input type="checkbox"/>

[太陽電池]の変更・追加

※変更する場合は、変更理由区分を選択してください
※型式登録がなされていない「型式」への変更はできませんので、パネルメーカーが型式登録を行う必要がありますので、パネルメーカーにお問い合わせください

太陽電池に係る事項【変更後】

No	太陽電池																						
1	<table border="1"><tr><td>型式変更フラグ</td><td>型式変更あり <input type="button" value="型式リスト"/></td></tr><tr><td>製造事業者名</td><td>AEソーラー</td></tr><tr><td>種類</td><td>A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池</td></tr><tr><td>変換効率</td><td>18.80%</td></tr><tr><td>変換効率種別</td><td>実効</td></tr><tr><td>型式番号</td><td>AE270M6-60</td></tr><tr><td>枚数</td><td><input type="text" value="200"/> <small>[半角数字]</small></td></tr><tr><td>除外事項該当性</td><td><input type="checkbox"/></td></tr><tr><td></td><td><input type="button" value="追加"/> <input type="button" value="削除"/></td></tr><tr><td>変更理由区分</td><td>--なし-- <input type="button" value="v"/></td></tr><tr><td>備考</td><td><input type="text"/></td></tr></table>	型式変更フラグ	型式変更あり <input type="button" value="型式リスト"/>	製造事業者名	AEソーラー	種類	A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池	変換効率	18.80%	変換効率種別	実効	型式番号	AE270M6-60	枚数	<input type="text" value="200"/> <small>[半角数字]</small>	除外事項該当性	<input type="checkbox"/>		<input type="button" value="追加"/> <input type="button" value="削除"/>	変更理由区分	--なし-- <input type="button" value="v"/>	備考	<input type="text"/>
型式変更フラグ	型式変更あり <input type="button" value="型式リスト"/>																						
製造事業者名	AEソーラー																						
種類	A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池																						
変換効率	18.80%																						
変換効率種別	実効																						
型式番号	AE270M6-60																						
枚数	<input type="text" value="200"/> <small>[半角数字]</small>																						
除外事項該当性	<input type="checkbox"/>																						
	<input type="button" value="追加"/> <input type="button" value="削除"/>																						
変更理由区分	--なし-- <input type="button" value="v"/>																						
備考	<input type="text"/>																						

型式変更ありを選択します

型式変更ありを選択すると、[型式リスト]ボタンが表示され、型式リストから選択できます

パネル数を変更します

追加したい場合は追加ボタンを選択します

2-3. 変更手続/情報入力[太陽電池に係る事項]



[太陽電池に係る事項]を変更する場合

手入力で型式の登録を行っていた場合

太陽光（特例太陽光）の場合

No	太陽電池
1	製造事業者名 種類 変換効率 変換効率種別 型式番号 枚数： 25 除外事項該当性： <input type="checkbox"/>

型式変更ありを選択すると、各項目を手入力に変更できるようになります
※ただし、すでに型式リストに登録のある型式への変更の場合は
次の追加の方法で必ず型式リストから選択してください。

太陽電池に係る事項【変更後】

No	太陽電池																								
1	<table><tr><td>型式変更フラグ</td><td>型式変更あり</td></tr><tr><td>製造事業者名</td><td>ANTARIS SOLAR</td></tr><tr><td>種類</td><td>A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池</td></tr><tr><td>変換効率（%）</td><td>15.70</td></tr><tr><td>変換効率種別</td><td>実効</td></tr><tr><td>型式番号</td><td>AS P 6 0 2 3 0</td></tr><tr><td>枚数</td><td>25 [半角数字]</td></tr><tr><td>除外事項該当性</td><td><input type="checkbox"/></td></tr><tr><td>追加</td><td>削除</td></tr><tr><td>変更理由区分</td><td>--なし--</td></tr><tr><td colspan="2">手入力型式を変更する場合は、選択型式に変更できない理由を太陽電池備考に記述してください。</td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table>	型式変更フラグ	型式変更あり	製造事業者名	ANTARIS SOLAR	種類	A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池	変換効率（%）	15.70	変換効率種別	実効	型式番号	AS P 6 0 2 3 0	枚数	25 [半角数字]	除外事項該当性	<input type="checkbox"/>	追加	削除	変更理由区分	--なし--	手入力型式を変更する場合は、選択型式に変更できない理由を太陽電池備考に記述してください。		備考	
型式変更フラグ	型式変更あり																								
製造事業者名	ANTARIS SOLAR																								
種類	A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池																								
変換効率（%）	15.70																								
変換効率種別	実効																								
型式番号	AS P 6 0 2 3 0																								
枚数	25 [半角数字]																								
除外事項該当性	<input type="checkbox"/>																								
追加	削除																								
変更理由区分	--なし--																								
手入力型式を変更する場合は、選択型式に変更できない理由を太陽電池備考に記述してください。																									
備考																									

2-3. 変更手続/情報入力[太陽電池に係る事項]



[太陽電池に係る事項]を変更する場合

太陽光（特例太陽光）の場合

型式を追加する場合

1	型式番号: AE270M6-60
	枚数: <input type="text" value="200"/> [半角]
	除外事項該当性: <input type="checkbox"/>
	<input type="button" value="追加"/> <input type="button" value="削除"/>
	変更理由区分: --なし--

追加ボタンをクリックして型式登録する欄を追加します
※追加ボタンをクリックすると、入力する欄が増えますので、
増やしたパネルの型式を追加してください



No	太陽電池
2	<input type="button" value="型式リスト"/> 製造事業者名: 種類: 変換効率: 変換効率種別: 型式番号: 枚数: <input type="text"/> [半角数字] 除外事項該当性: <input type="checkbox"/> <input type="button" value="追加"/> <input type="button" value="削除"/> 変更理由区分: --なし-- 備考: <input type="text"/>

2-3.変更手続/情報入力[太陽電池の合計出力]



[太陽電池の合計出力]を変更する場合

太陽光（特例太陽光）の場合

	変更前	変更後	
太陽電池の合計出力 (kW)	14.7	<input type="text" value="14.700"/> <input type="checkbox"/> 合計出力を確認しました <input type="button" value="合計を計算"/>	必ず合計出力を確認し、「合計出力を確認しました」のチェックをしてください。 (※変更がない場合であっても確認をお願いします。) 太陽電池に係る事項で型式リストからのみ選択している場合は、「合計を計算」ボタンをクリックすることで自動計算を行えます。自動計算の結果は太陽電池毎に (W) 単位で (「太陽電池に係る事項」にて選択された太陽電池の出力) × (「太陽電池に係る事項」にて入力された枚数) を計算し、その合計値を (kW) に変換したものを小数点第 2 位を切り捨てた値です。 太陽電池に係る事項で型式リストから選択されていない場合は、太陽電池毎に (W) 単位で (太陽電池の出力) × (枚数) を計算し、その合計値を (kW) に変換したものを小数点第 2 位を切り捨てて、小数第 1 位まで

[太陽電池の合計出力]の変更

※必ず合計出力を確認し、「合計出力を確認しました」のチェックをしてください
変更がない場合であっても確認をお願いしています

※太陽電池に係る事項で型式リストからのみ選択している場合は、「合計を計算」ボタンをクリックすることで、自動計算した値を自動反映することができます（**手入力も可能です**）【自動計算の式：太陽電池毎に (W) 単位で (「太陽電池に係る事項」にて選択された太陽電池の出力) × (「太陽電池に係る事項」にて入力された枚数) を計算し、その合計値を (kW) に変換したものを小数点第 2 位を切り捨て】

※太陽電池に係る事項で型式リストから選択されていない場合は、太陽電池毎に (W) 単位で (太陽電池の出力) × (枚数) を計算し、その合計値を (kW) に変換したものを小数点第 2 位を切り捨てて、小数第 1 位まで入力してください

2-3.変更手続/情報入力[構造図・配線図]



[構造図・配線図]を変更する場合

太陽光（特例太陽光）50kW未満の場合

構造図	必須	標準構造図と同じ	標準構造図と同じ ▼	<p>標準構造図と異なる場合は、申請する設備に係る構造図を様式に記載の上、書類を添付してください。</p> <p>尚、押し上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は、押し上げ効果が無いことを示す構造図とともに押し上げ効果が無いことを示す技術資料も合わせて添付してください。</p>
配線図	必須	標準配線図と同じ	標準配線図と同じ ▼	<p>標準配線図と異なる場合は、申請する設備に係る配線図を様式に記載の上、書類を添付してください。</p> <p>尚、押し上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は、押し上げ効果が無いことを示す配線図とともに押し上げ効果が無いことを示す技術資料も合わせてご提出ください。</p>

[構造図]の変更 [配線図]の変更

構造図、配線図の形態を変更する場合は、両方が同じになります

※「標準構造図と異なる」を選択した場合は「標準配線図と異なる」に自動で設定されます
「標準構造図と同じ」を選択した場合も同様です

※注意

【標準構造図と異なる】【標準配線図と異なる】の選択肢は、発電設備区分で【太陽光発電設備に自家発電設備などを併設するもの】を選択した場合には選ぶことはできません

押し上げ効果がない蓄電池等を含む設備の場合は、押し上げ効果がない事を示す構造図、配線図と一緒に、**「押し上げ効果が無い事を示す技術資料」**をZIPファイルに圧縮して必ず添付してください

2-3. 変更手続/情報入力[風車に係る事項]



[風車に係る事項]を変更する場合

風力20kW未満の場合

[製造事業者名]の変更
[型式番号]の変更
[NK認証番号]の変更

風車に係る事項	必須	型式番号： □□□□□□ NK認証番号： △△△△△△	製造事業者名 ○○○○○○ 型式番号 □□□□□□ NK認証番号 △△△△△△	20kW未満の風力発電の場合のみ、風力発電設備の「製造事業者名」、「型式番号」、「NK認証番号」（一般社団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号）を入力してください。20kW以上の風力発電の場合は入力不要です。
製造事業者名 変更理由				
製造事業者名 備考				
型式番号 変更理由				
型式番号 備考				
NK認証番号 変更理由				
NK認証番号 備考				

変更する場合は、「変更理由」を入力してください
「備考」は記載すべき事項があれば入力してください

2-3. 変更手続/情報入力[配線方法]



[配線方法] を変更する場合

太陽光（特例太陽光）の場合

配線方法	必須	<input type="radio"/> Z：全量配線（太陽光） <input checked="" type="radio"/> Y：余剰配線（太陽光）	<input type="radio"/> Z：全量配線（太陽光） <input checked="" type="radio"/> Y：余剰配線（太陽光）	
配線方法 変更理由		<input type="text"/>		
配線方法 備考		<input type="text"/>		

[配線方法]の変更

※変更する内容の項目を選択します
※変更する場合は、変更理由や備考を入力します

上記以外の場合

配線方法	必須	<input checked="" type="radio"/> A：1需要場所に1引込（太陽光以外） <input type="radio"/> B：2分割した1需要場所に1引込ずつ（太陽光以外） <input type="radio"/> C：特例にて1需要場所に2引込（太陽光以外）	<input checked="" type="radio"/> A：1需要場所に1引込（太陽光以外） <input type="radio"/> B：2分割した1需要場所に1引込ずつ（太陽光以外） <input type="radio"/> C：特例にて1需要場所に2引込（太陽光以外）	
配線方法 変更理由		<input type="text"/>		
配線方法 備考		<input type="text"/>		

2-3. 変更手続/情報入力[自家発電設備等の設置の有無]など



[自家発電設備等の設置の有無]、
[電気事業者への電気供給量の計測方法]を変更する場合

自家発電設備等の設置の有無 (変更の有無) 必須	<input checked="" type="radio"/> 変更なし <input type="radio"/> 自家発電設備を追加または変更 <input type="radio"/> 自家発電設備を撤去 (有⇒無)
自家発電設備等の設置の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 自家発電設備の種類 --なし-- <input checked="" type="radio"/> 無
自家発電設備等の設置の有無 変更理由	<input type="text"/>
自家発電設備等の設置の有無 備考	<input type="text"/>
電気事業者への電気供給量の計測方法 必須	単独計測 <input type="text"/> 単独計測
電気事業者への電気供給量の計測方法 変更理由	<input type="text"/>
電気事業者への電気供給量の計測方法 備考	<input type="text"/>

[自家発電設備等の設置の有無 (変更の有無)]
の選択

※[単一選択]
※該当の内容を必ず選択します

[自家発電設備等の設置の有無]の変更

※[自家発電設備等の設置の有無 (変更の有無)]で「変更なし」を選択した場合は、変更不可となります

※[自家発電設備等の設置の有無 (変更の有無)]で「変更なし」以外を選択した場合のみ、変更後の内容を選択します

※変更する場合は、変更理由や備考を入力します

[電気事業者への電気供給量の計測方法]
の変更

※変更する内容をリストより選択します
※変更する場合は、変更理由や備考を入力します

2-3. 変更手続/情報入力[接続契約締結日]など



[接続契約締結日]、[接続契約締結先]を変更する場合

[接続契約締結日]の変更
[接続契約締結先]の変更

接続契約締結日を変更する場合は、接続契約締結日変更理由区分や備考を入力してください
※接続契約後の再締結、又は再接続検討後の再締結以外の理由で
接続契約締結日に変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要です

系統接続に係る事項	接続契約締結日： 2021年02月16日 接続契約締結先： 東京電力パワーグリッド 工事費負担金（円）（税抜き）： 100,000	接続契約締結日： 2021/02/16 接続契約締結先： 東京電力パワーグリッド 工事費負担金（円）（税抜き）： 100,000	接続契約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日に変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要です。 名義変更/出力変更による接続契約締結後の変更手続は不要です。上記以外での接続契約締結日の変更となる主要な事項の変更に関しては、 変更整理表 をご覧ください。
接続契約締結日 変更理由区分	--なし--		接続契約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日に変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要です。
接続契約締結日 備考			

2-3. 変更手続/情報入力[保守点検責任者]



[保守点検責任者]を変更する場合

保守点検責任者	必須	法人個人区分： 個人	法人個人区分	法人	▼	事業者情報を反映	
	必須		法人名	株式会社〇〇システムズ			[全角文字]
	必須	責任者氏名： 経済 太郎	責任者氏名	経済 太郎			[全角文字]
	必須		所属・役職				[全角文字]
	必須	電話番号： 03-1234-5678	電話番号	03-1234-5678			[半角数字] ハイフン付きの半角数字を入力してください。
		内線番号：	内線番号	1234567890			[半角数字]
			法人番号を持っている場合、 こちら（国税庁「法人番号公表サイト」） から検索してください。				
			法人番号	1234567890123			[半角数字13桁]
保守点検責任者 変更理由							
保守点検責任者 備考							

[保守点検責任者]の変更

- 【法人個人区分】
- 【法人名】（法人の場合）
- 【責任者氏名】
- 【所属・役職】（法人の場合）
- 【法人番号】（法人の場合）
- 【連絡先電話番号】
- 【連絡先内線番号】
- 【保守点検責任者変更理由】
- 【保守点検責任者備考】

※変更する場合、空欄になっている項目について入力を求められる場合があるのでその場合は入力をしてください

2-3. 変更手続/情報入力[保守点検及び維持管理計画]



[保守点検及び維持管理計画]を変更する場合

[保守点検及び維持管理計画]の変更

●太陽光50kW未満の場合

※保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に、変更後欄に255文字以内で入力します。

※255文字を超える場合など別紙により提出する場合は、「別紙あり」にチェックをし、書類添付画面にて保守点検及び維持管理計画に関する書類を添付してください。

●太陽光50kW未満以外の場合

※保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）を変更する場合は、「別紙あり」にチェックを付け、変更後の保守点検及び維持管理計画を別紙として作成し、書類添付画面にて添付してください。

●共通

※変更した場合は、変更理由や備考を入力します

太陽50kW未満の場合

保守点検及び維持管理計画	必須	別紙あり <input checked="" type="checkbox"/>	保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に <input type="text"/> してください。（最大255文字まで入力できます。） 255文字を超える場合など別紙により提出する場合は、「別紙あり」にチェックをし、書類添付画面にて保守点検及び維持管理計画に関する書類を添付してください。
保守点検及び維持管理計画 変更理由	<input type="text"/>		
保守点検及び維持管理計画 備考	<input type="text"/>		

太陽50kW未満以外の場合

保守点検及び維持管理計画	別紙あり <input type="checkbox"/>	保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）を変更する場合は、別紙ありにチェックを付け、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を別紙として作成し、書類添付画面にて添付してください。
--------------	-------------------------------	--

2-3.変更手続/情報入力[補助金]



[補助金]、[補助金有無]を変更する場合

特例太陽光以外の場合

補助金	地域新エネルギー等導入促進対策費補助金 新エネルギー等事業者支援対策費補助金 新エネルギー事業者支援対策費補助金 補助金の受給額（円）：	<input type="checkbox"/> 地域新エネルギー等導入促進対策費補助金 <input type="checkbox"/> 新エネルギー等事業者支援対策費補助金 <input type="checkbox"/> 新エネルギー事業者支援対策費補助金 補助金の受給額（円） <input type="text"/>	平成24年度までに補助金の受給をされた方が対象です。 現在行われている補助金は対象ではありません。 [半角数字]
-----	---	--	--

[補助金]の変更

特例太陽光の場合

補助金有無	あり	あり ▼	
-------	----	------	--

[補助金有無]の変更

2-3.変更手続/情報入力[自家消費・地域消費等計画]



[自家消費・地域消費等計画]を変更する場合

[太陽光]の10kW以上50kW未満、
[地熱][地熱（全設備更新型リプレイス）][地熱（地下設備流用型リプレイス）]
[水力][水力（既設導水路活用型リプレイス）]の1,000kW未満、
[バイオマス]の10,000kW未満の場合

自家消費・地域消費等計画

当該発電設備における年間発電量の見込み (kWh/年) : 7.0

自家消費等の量の見込み (kWh/年) : 7.0

自家消費等の用途 : 自家消費等の用途

前年の電力消費量 (kWh/年) : 7.0

自家消費等の比率 (%) : 100.000%

特定供給の有無 : 有 無

自家消費等計画 変更理由

自家消費等計画 備考

[自家消費・地域消費等計画]の変更

- ※「自家消費等の比率 (%)」は、
（「年間自家消費量の見込み」にて入力された値）÷（「年間発電量の見込み」にて入力された値）×100 の計算式で自動計算されます
- ※「前年の電力消費量 (kWh/年)」には前年実績が無い場合は「0」を入力してください（太陽光以外は不要）
- ※[農地一時転用許可申請予定の有無]で“有”を選択された場合
または10kW以上20kW未満の“屋根設置”かつ建物の種類が“共同住宅”である場合
「自家消費等の比率 (%)」が30%未満でも可能です
「自家消費等の用途」は、自家消費を行わない場合は“なし”と入力してください
- ※[選択する地域活用要件]で“(1) - ①”を選択された場合、
「自家消費等の比率 (%)」は30%以上とする必要があります
- ※[選択する地域活用要件]で“(1) - ③”を選択された場合、
「自家消費等の比率 (%)」は10%以上とする必要があります
「自家消費等の用途」に熱の利用用途について入力してください

「自家消費等計画」を変更する場合は、「変更理由」を入力してください
「備考」は記載すべき事項があれば入力してください

2-3.変更手続/情報入力[正確な運転開始日]



[正確な運転開始日]を入力する場合

文章の内容をよくご確認ください、
正確な運転開始日を入力してください
※任意ですが、運転開始済みチェックを入れている場合は必須になります

変更内容確認

正確な運転開始日	<p>「現在運転開始済み」の方は、正確な運転開始年月日をご入力ください。</p> <p>運転開始年月日とは、電力会社との特定契約に基づく受給開始日のことです。 (10kW以上の発電事業者様等におかれましては、毎年1回提出いただく設備設置・運転費用年報に記載いただく運転開始年月日と一致させてください。)</p> <p>本報告をいただいた後、電力会社から別途報告される各認定設備の買取開始情報と照合させていただきます。 このとき、双方に著しく乖離が見られた場合は、こちらから直接ご事情をお伺いし、場合によっては本届出が無効となる場合がございますのでご注意ください。</p>	
	<input type="text" value="2017/05/01"/>	
運転開始済み	<input type="checkbox"/>	「正確な運転開始日」を入力した場合、「運転開始済み」が自動的にチェックされます。

[正確な運転開始日]を入力

- ・当初の認定時から今回の変更を行うまでの間に運転を開始している場合、特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を「正確な運転開始日」に入力します
- ※正確な運転開始日には未来日を入力することはできません
- ※正確な運転開始日には接続契約締結日より以前の日付を入力することはできません

2-3. 変更手続/情報入力[必要な許認可]



[必要な許認可]を変更する場合

2023年10月以降の新制度のルールにおいて認定を受けた場合

必要な許認可

必要な許認可	<div style="text-align: center;">必須</div> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 森林法<input type="checkbox"/> 盛土規制法<input type="checkbox"/> 砂防法<input type="checkbox"/> 地すべり法<input type="checkbox"/> 急傾斜地法<input type="checkbox"/> 上記のうち該当するものはなし	<p>第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合は当該法律の欄にチェックをお願いします。</p>
--------	---	--

必要な許認可が変更になった場合当該法律のチェックボックスにチェックを入れて下さい

該当するものがない場合は、「上記のうち該当するものはなし」にチェックをつけて下さい。

2-3.変更手続/情報入力[解体等に要する費用]



[解体等に要する費用]を変更する場合

[太陽光]の場合

廃棄費用積立事項			
	変更前	変更後	
解体等に要する費用	<input checked="" type="checkbox"/> 外部積立て <input type="checkbox"/> 内部積立て	<input type="checkbox"/> 外部積立て <input type="checkbox"/> 内部積立て	

[解体等に要する費用]の変更

- ・「外部積立て」に変更する場合、「外部積立て」にチェックします
⇒マニュアルP.71以降の必要なページへ
- ・「内部積立て」に変更する場合、「内部積立て」にチェックし、
次ページ以降を参考に「内部積立てに係る事項」を入力します
⇒マニュアルP.67へ

2-3. 変更手続/情報入力[解体等に要する費用]



[金銭積立による資金確保か]、[長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画]、
[対象発電設備の運営主体]を入力する場合

[太陽光]で内部積立てを選択した場合

	変更前	変更後	
解体等に要する費用	<input checked="" type="checkbox"/> 外部積立て <input type="checkbox"/> 内部積立て	<input type="checkbox"/> 外部積立て <input checked="" type="checkbox"/> 内部積立て	
金銭積立による資金確保か		<input type="checkbox"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立てにより資金を確保する場合 <input type="checkbox"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立て以外の方法により資金を確保する場合	解体等費用に充てるための金銭の積立てにより資金を確保する場合、又は解体等費用に充てるための金銭の積立て以外の方法により資金を確保する場合について該当するものをチェックすること。
長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画			公表されている長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等へのURL等を記載すること。
対象発電設備の運営主体		<input type="radio"/> 当該認定を申請した者が電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者に該当する。 <input type="radio"/> 対象発電設備が電気事業法施行規則第3条の4第1項に規定する特定発電用電気工作物であって、その旨が電気事業法第27条の27第1項の規定による届出に係る事項として記載されている。	対象発電設備の運営主体として、いずれかが該当するものを選択すること。

[長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画]を入力します
※32,768文字以内で入力してください

[金銭積立による資金確保か]を選択します

チェックした項目により、入力項目が表示されます

・「金銭の積立の方法により資金を確保する」場合

⇒マニュアルP.68へ

・「金銭の積立の方法以外の方法により資金を確保する」場合

⇒マニュアルP.70へ

※両方選択することも可能です（その場合はそれぞれに必要な情報を入力します）

[対象発電設備の運営主体]

を選択します

※該当する選択肢を選択します

2-3. 変更手続/情報入力[解体等に要する費用]



[積立計画の内容（積立予定総額）]、[積立計画の内容（積立計画）]、
[資金確保の方法]を入力する場合

[金銭の積立の方法により資金を確保する]を選択した場合

[積立計画の内容（積立予定総額）]
を入力します

[積立計画の内容（積立計画）] を入
力します
※32,768文字以内で入力してください

[資金確保の方法] を選択します
※該当する選択肢を選択します
※両方選択することも可能です
※①を選択された場合は[資金確保の方法（
①の該当事項）]の選択が必要になります
⇒マニュアルP.69へ

2-3. 変更手続/情報入力[解体等に要する費用]



[資金確保の方法 (①の該当事項)]を入力する場合

[金銭の積立の方法により資金を確保する]を選択し、
[資金確保の方法で①]を選択した場合

資金確保の方法 (①の該当事項) 必須

- ①-1 認定の申請をした者が株式を上場している場合
- ①-2 認定の申請をした者が、債券市場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合
- ①-3 認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が株式を上場している場合
- ①-4 認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が、債券市場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合

①-1から①-4までのいずれかの方法を選択した上、①-3又は①-4のいずれかを選択した場合には、必要事項を記入すること。

[資金確保の方法 (①の該当事項)]
を選択します
※該当する選択肢を選択します

①-3を選択した場合

株式の上場主体 必須

株式の上場主体と認定申請者との関係 必須

[株式の上場主体]、
[株式の上場主体と認定申請者との関係]
を入力します
※[資金確保の方法 (①の該当事項)]で
①-3"を選択した場合入力します
※255文字以内で入力してください

①-4を選択した場合

財務諸表の開示主体 必須

財務諸表の開示主体と認定申請者との関係 必須

[財務諸表の開示主体]、
[財務諸表の開示主体と認定申請者との関係]
を入力します
※[資金確保の方法 (①の該当事項)]で
①-4"を選択した場合入力します
※255文字以内で入力してください

2-3. 変更手続/情報入力[解体等に要する費用]



[資金確保の方法]を入力する場合

[金銭の積立ての方法以外の方法により資金を確保する]を選択した場合

資金確保の方法 必須		当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能である必要があり、具体的には、以下のいずれかの場合に該当する。 <input type="checkbox"/> ㊦ 保険により資金を確保する。 <input type="checkbox"/> ㊧ 保証により資金を確保する。	資金確保の方法として、㊦から㊧までのいずれか該当するものを選択すること。
--	--	--	--------------------------------------

[資金確保の方法] を選択します
※該当する選択肢を選択します
※両方選択することも可能です

2-3.変更手続/情報入力[バイオマス使用燃料]



[バイオマス使用燃料]を変更する場合

バイオマスの場合

バイオマス使用燃料【変更後】

No	燃料情報										
1	<table><tr><td>燃料区分</td><td>A:メタン発酵ガス</td></tr><tr><td>燃料名</td><td>下水汚泥</td></tr><tr><td>バイオマス比率 (%)</td><td>100.000</td></tr><tr><td>具体的な燃料名</td><td>下水汚泥</td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table> <p>追加 コピー 削除</p>	燃料区分	A:メタン発酵ガス	燃料名	下水汚泥	バイオマス比率 (%)	100.000	具体的な燃料名	下水汚泥	備考	
燃料区分	A:メタン発酵ガス										
燃料名	下水汚泥										
バイオマス比率 (%)	100.000										
具体的な燃料名	下水汚泥										
備考											

「追加」：複数の[バイオマス使用燃料]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合は削除できません)

[バイオマス使用燃料]の変更・追加

- ※[燃料名]を変更した場合、[具体的な燃料名]に選択した内容が反映されます。[燃料名]で表現できない場合は追記または書き換えて入力してください
- ※バイオマス比率 (%) は小数第4位を切り捨てて、小数第3位まで入力して下さい
- ※燃料区分が「F：その他（助燃材等）」以外の場合は0.001～100までの間で入力してください
- ※燃料区分が「F：その他（助燃材等）」の場合は0.000～100までの間で入力してください

2-3.変更手続/情報入力[バイオマス比率（燃料区分毎）]



[バイオマス比率（燃料区分毎）]を確認します

バイオマスの場合

バイオマス比率（燃料区分毎）

[バイオマス比率（%）]

燃料区分毎に（[バイオマス使用燃料]にて入力されたバイオマス比率（%））の合計値を小数点第4位を切り捨てて表示しています

燃料区分	変更前		変更後	
	バイオマス比率（%）	バイオマス比率考慮後出力（kW）	バイオマス比率（%）	バイオマス比率考慮後出力（kW）
A		0.000		0.000
B		0.000		0.000
C		0.000		0.000
D		0.000		0.000
E		0.000		0.000
G		0.000		0.000
バイオマス合計	100.000	11,350.000		0.000
F		0.000		0.000
調達上限比率			<input type="text"/>	
<input type="checkbox"/> 特定契約において新たに調達上限比率を設定する			<input type="text"/>	

[調達上限比率]の変更

※先の変更認定申請において登録した調達上限比率を変更する場合、変更してください。（今後電力会社との特定契約上で変更する予定の調達上限比率を記載してください。）

[新たに調達上限比率を設定する]

※2019年3月31日時点で既に電力会社との特定契約を締結している場合であって、新たに調達上限比率を設定する場合、又は2019年3月31日以前の認定であって、2019年4月1日以降に新たに特定契約を締結し、調達上限比率を設定する場合、チェックボックスにチェックを付け、入力欄に調達上限比率を記載してください。

[バイオマス比率考慮後出力]

（発電設備の出力(kW) × バイオマス比率） / 100 の計算結果を小数点第4位を切り捨てて表示しています

2-3. 変更手続/情報入力[ライフサイクルG H G算定値]



[ライフサイクルG H G算定値]を変更する場合

バイオマスの場合

バイオマス比率 (燃料区分毎)

燃料区分	変更前		変更後	
	バイオマス比率 (%)	バイオマス比率考慮後出力 (kW)	バイオマス比率 (%)	バイオマス比率考慮後出力 (kW)
A		0.000		0.000
B		0.000		0.000
C				
D				
E				
G				
バイオマス合計				
F				
調達上限比率				
<input type="checkbox"/> 特定契約において新たに調達上限比率を設定する				
ライフサイクルG H G算定値 (g-CO2/MJ-電力)				
ライフサイクルG H G算定値 (燃料名)				

[ライフサイクルG H G算定値]の変更

燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を入力してください。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照してください。

また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照してください。

2-3.変更手続/情報入力[選択する地域活用要件]



[選択する地域活用要件]を変更する場合

[地熱][地熱（全設備更新型リプレース）][地熱（地下設備流用型リプレース）]
[水力][水力（既設導水路活用型リプレース）]の1,000kW未満、
[バイオマス]の10,000kW未満の場合

選択する地域活用要件【変更前】

(1) 自家消費型・地域消費型

- ①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること。又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
- ②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気の50%を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
- ③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも10%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること。又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。

(2) 地域一体型

- ①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。
- ②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること。又は、当該地方公共団体が買電者、基本並みの他にこれに準ずるものを出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。
- ③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本並みの他にこれに準ずるものを出資している小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定供給により供給すること。

選択する地域活用要件【変更後】

以下に掲げる(1) 自家消費型・地域消費型の地域活用要件のうち①～③の又は(2) 地域一体型の地域活用要件のうち①～③のうちいずれか1つを満たしていること。

(1) 自家消費型・地域消費型

- ①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること。又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
- ②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気の50%を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
- ③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも10%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること。又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。

(2) 地域一体型

- ①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。
- ②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること。又は、当該地方公共団体が資本金、基本並みの他にこれに準ずるものを出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。
- ③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本並みの他にこれに準ずるものを出資している小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定供給により供給すること。

[選択する地域活用要件]の変更
※6つのうち、いずれか1つを選択して下さい。

2-3.変更手続/情報入力[代行登録者情報]



[代行登録者情報]を入力します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

[代行登録者情報]を入力します
(任意)

事業者の代行の方が登録をしている場合、各項目を入力してください。「登録者のログイン情報を読み込み」ボタンをクリックすると、ログイン情報を自動入力することもできます。（対象の情報の確認できるものに限る）

登録者のログイン情報を読み込み	
住所（郵便番号）	〒 123 - 4567 <input type="button" value="住所反映"/>
住所	ふりがな <input type="text" value="とうきょうとちよだくかすみがせき △△まんしょん"/>
	都道府県 <input type="text"/>
	市区町村 <input type="text"/>
	町名・番地 <input type="text" value="番ヶ関〇-〇〇-〇〇〇"/>
氏名	姓（ふりがな） <input type="text" value="とうきょう"/> 名（ふりがな） <input type="text" value="たろう"/>
	姓 <input type="text" value="東京"/> 名 <input type="text" value="太郎"/>
企業名	<input type="text" value="株式会社〇〇システムズ"/>
部署名	<input type="text" value="〇〇部△△課"/>
電話番号	<input type="text" value="03-1234-5678"/>
FAX番号	<input type="text" value="03-1234-5678"/>
メールアドレス	<input type="text" value="fit-mail@fit-portal.go.jp"/>

[半角数字]
郵便番号が郵便株式会社から検索して

[全角文字]
住所反映ボ
県・市区町
町名・番地
い。
丁目・番地
フンを使用し
例1: 1丁目1番地1号 → 1-1-1
例2: 2丁目1000番地 → 2-1000

[全角文字]
※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。
※外国人の方は、証明書等に記載されている姓名と同様にしてください。Middle Nameがある方は、姓名のどちらかに全角スペース区切りで入力してください。

[全角文字]
※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。

[全角文字]
※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。

[半角数字]
ハイフン付きの半角数字を入力してください。

[半角数字]
ハイフン付きの半角数字を入力してください。

[半角英数字]

2-3.変更手続/情報入力[印鑑証明書情報]



[印鑑証明書情報]を入力します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

印鑑証明書情報

名義人	1	東京 太郎
日付	2	2017/05/01
印刷番号（法務局発行のみ）	3	12345678
発行主体（法務局発行のみ）	4	〇〇法務局△△出張所

法務局発行印鑑証明書サンプル

印鑑証明書

会社法人等番号 [REDACTED]

1 商号
本店 [REDACTED]

2 これは提出されている印鑑の写しに相違 [REDACTED] を証明する。
(東京法務局練馬出張所管轄)

4 東京法務局練馬出張所
[REDACTED]

整理番号 [REDACTED]

3 3682081N

[名義人]、[日付]、
[印刷番号（法務局発行のみ）]、
[発行主体（法務局発行のみ）]を入力します(任意)

印鑑証明書を提出する場合、印鑑証明書の記載内容から入力してください
※印鑑証明は手続きごとに取得が必要です

※**法務局発行**の印鑑証明書を提出する場合は、**印刷番号**と**発行主体**も
入力してください（右側のサンプルに付した番号に該当する項目に入力してく
ださい）

※印鑑証明書は申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行され
たものに限るとなっておりますのでご注意ください。

※上記期間に該当しない日付はエラーとなります。

※発行主体は省略せずに最後まで正しく入力してください。

記載例：東京法務局練馬出張所
神戸地方法務局西宮市局

2-3.変更手続/情報入力[遵守事項]など



[遵守事項]を確認します

遵守事項

- 事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。
- 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
- 電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。
- 運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。
- 発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備を除く】
- 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。
- この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。
- 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。
- この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックをします

※事業者情報の変更をしている場合、遵守事項全てに同意いただけないと申請を行えません

2-3.認定申請登録[情報入力]



[遵守事項]を確認をします

[太陽光]の内部積立てで、[金銭の積立ての方法により資金を確保する]を選択した場合

遵守事項（解体等費用に充てるための金銭の積立てにより資金を確保する場合）

下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□へ印をつけること。

- 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画書等を公表すること。
- 積立計画の内容及び資金確保の方法に関する事項を公表すること。
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号及び第7号に基づく費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報についての提供（以下「定期報告」という。）の際に、積立予定総額を調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に当該時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てていることを報告し、かつ、これを公表すること。
- 内部積立要件のいずれかを満たさなければならない。また、上記推進機関への積立てを開始する場合は、解体等費用に充てるための金銭の積立てを行うこと。

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい
※遵守事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

[太陽光]の内部積立てで、[金銭の積立ての方法以外の方法により資金を確保する]を選択した場合

遵守事項（解体等費用に充てるための金銭の積立て以外の方法により資金を確保する場合）

下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□へ印をつけること。

- 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画書等を公表すること。
- 資金確保の方法について、必要な事項を公表すること。
- 定期報告の際に、資金確保の方法の内容を報告し、かつ、その内容を公表すること。
- 内部積立要件のいずれかを満たさなければならない。また、上記推進機関への積立てを開始する場合は、解体等費用に充てるための金銭の積立てを行うこと。

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい
※遵守事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

2-3.変更手続/情報入力[遵守事項]など



[確認事項]を確認します

確認事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れます

※確認事項全てに同意いただけない場合は申請を行えません

確認事項

下記の確認事項について、登録者ではなく事業者本人が確認し、事業者の同意を十分に得た上で、登録手続を行ってください。
なお、本システムでご記入いただいた住所、氏名、連絡先等の個人情報は以下に定める利用目的に準拠して取り扱うものとします。
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第52条6項が適応される場合を除き、利用目的以外であらかじめ本人の同意なく他の目的に使用することはありません。

※事業者の名義等を無断で使用し、申請することは禁止されています。

(利用目的)

- ・収集した情報は、本サイトが提供するサービスを円滑に実施するための参考として利用します。
- ・収集した情報は、申請いただいた内容に関する連絡・確認のために利用する場合があります。なお、これらの情報は、申請いただいた内容に応じ、経済産業省及び資源エネルギー庁内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。
- ・収集した情報は、官民データ活用推進基本法でのオープンデータ基本指針に基づき、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当でない情報を除いたものをオープンデータと定義し、API公開の是非を検討する可能性があります。API公開を行う場合には、特定の個人・法人を識別できないように、及びその作成に用いる保有個人・法人情報を復元して特定の個人・法人を再識別することができないように加工して行うものとします。

- 上記利用目的に同意します。
- 本システムを通じた経済産業大臣への変更認定申請については、代行申請機関に委任して行います。
- 変更認定申請に不備がある場合には、申請書等の形式要件が満たされていないため、経済産業大臣への変更認定申請が行われないことに同意します。
- 示された期間までに不備が解消できない等の場合は、申請書等の形式要件が満たされていないため、申請を取り下げます。
- 虚偽の申請がされる等、代行申請機関の責めに帰すべきものではない事由により、認定が取り消された場合、代行申請機関へは一切の責任を求めません。
- 当該申請を巡り、事業者と登録者の間に生じた紛争については、国及び代行申請機関は一切関知せず、責任も及ばないことに同意します。

戻る

内容確認

「内容確認」
ボタンをクリックします
内容確認画面へ進みます

2-4. 変更手続/内容確認



価格変更が生じる変更認定申請の場合は、注意文が表示されます。

ご確認の上、保存して次へ進むをクリックしてください

※条件によって出力する文言が違います

※下記サンプル画面は一部内容を省略しています

変更申請登録	
設備区分選択	
情報入力	
内容確認	
書類添付	
登録完了	
変更内容に基づく価格変更情報	
当該変更は、区分の変更となるため、直近に適用されている調達価格の属する年度における変更後の区分に応じた調達価格に見直されます。変更内容を再度ご確認の上、申請ボタンを押下してください。	
変更認定申請の到達日	2019年10月31日
正確な運転開始日	
接続契約締結日	
出力の変更	出力の増加
	大幅な出力減少
	発電出力区分変更

「価格が変更する旨の注意文」が画面上に出力されます

2-4.変更手続/内容確認



変更内容を確認し、画面下部の「保存して次に進む」ボタンをクリックします

※下記サンプル画面は一部内容を省略しています

認定情報

設備ID	[REDACTED]
認定申請の認定日	2019年10月31日

変更内容選択

変更内容	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者の変更 <input type="checkbox"/> 発電設備の出力の変更 <input type="checkbox"/> 太陽電池に係る事項および合計出力の変更 <input type="checkbox"/> 蓄電池に係る事項（構成図・配線図・自家発電設備等の設置の有無）の変更
補助金	
運転開始済み	<input type="checkbox"/>

**[新たに事業者を登録します]を選択している場合
事業者にP.93のメールが配信されます**

**「保存して次に進む」ボタンをクリックします
緯度経度修正画面へ進みます
※修正する場合は「戻る」ボタンをクリックします**

この時点では、申請されていません。
内容を確認し、問題がなければ「保存して次に進む」ボタンを押下し、必要書類を添付してください。
ボタンをクリックすると、設置者を変更した場合、事業者の方にID登録のメールが送信されます。

◀ 戻る

保存して次に進む ▶

2-5. 認定申請登録[緯度経度修正]



情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。

地図の表示は
+クリックで拡大、
-クリックで縮小
することができます

※地図上にカーソル
を合わせ、スクロール
することでも拡大・縮
小が可能です

情報入力画面で入
力した発電設備の設
置場所が10地番ご
とに表示されます。

11地番以上入力し
た場合は右下のペー
ジングを利用して表
示を切り替えて修正
します

設備区分選択 | 情報入力 | 内容確認 | **緯度経度修正** | 書類添付 | 登録完了

No	代表住所	住所	表示
1	<input checked="" type="checkbox"/>	東京都千代田区麹町1-3-1	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	東京都千代田区麹町1-3-2	<input type="checkbox"/>

2件中1件~2件まで表示

ピンを表示・移動するこ
とができる地図エリア

発電設備の設置場所
を11地番以上入力し
た場合、表示を切り替
えることができます
※ページを切り替える
前にピンの移動を行っ
た場合は必ず一時保
存ボタンで情報を保存
してください
一時保存をしなかった
場合、変更した情報は
リセットされます

戻る

一時保存

保存して次に進む

情報入力画面
に戻る場合に
利用します

住所表示を次のページに切り替える
場合や書類添付画面に進む前に一
度保存したい場合に利用します

書類添付画面に進
む場合に利用します

2-5. 認定申請登録[緯度経度修正]



情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。

No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区轟が関1-3-1	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	東京都千代田区轟が関1-3-2	<input type="checkbox"/>

地図上にピンを表示したい地番の表示チェックにチェックを付けます
※チェックは複数つけることができます

No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区轟が関1-3-1	<input checked="" type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	東京都千代田区轟が関1-3-2	<input type="checkbox"/>

地図上にピンが表示されるので、位置を確認し、位置を変更する場合はピンをドラッグ&ドロップで移動させて調整します

2-5.認定申請登録[緯度経度修正]

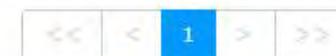


情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。



No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区麹が関1-3-1	<input checked="" type="checkbox"/>
2	□	東京都千代田区麹が関1-3-2	<input type="checkbox"/>

2件中1件~2件まで表示



書類添付画面に進まずにピンの調整の一時保存だけをしたい場合は「一時保存」ボタンをクリックします

ピンの調整が完了したら「保存して次に進む」ボタンをクリックして書類添付画面に進みます

2-6.変更手続/書類添付



追加・変更する書類を添付します

必須書類を必ず添付します

※現在必須の書類のチェックはありませんので、記載要領を確認の上、必要な書類を添付します

※ファイル形式は、[PDF]又は[ZIP]となります

※1つのファイルサイズは、10MB以下にします

※同種のファイルを複数添付する場合、[ZIP]ファイルにて纏めます
(その際、パスワードは設定しないでください)

※ファイル選択後は必ずアップロードを選択します

※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードすると
アップロードしていないファイルは削除されます

1. ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。
直近に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。
ファイルの容量が大きく添付できない場合は、担当経済産業局に相談してください。

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）	
	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません <input type="button" value="アップロード"/> <input type="button" value="削除"/> 未確認 添付なし
変更理由	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/>
印鑑証明書	
	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません <input type="button" value="アップロード"/> <input type="button" value="削除"/> 未確認 添付なし
変更理由	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/>
不動産登記簿謄本	

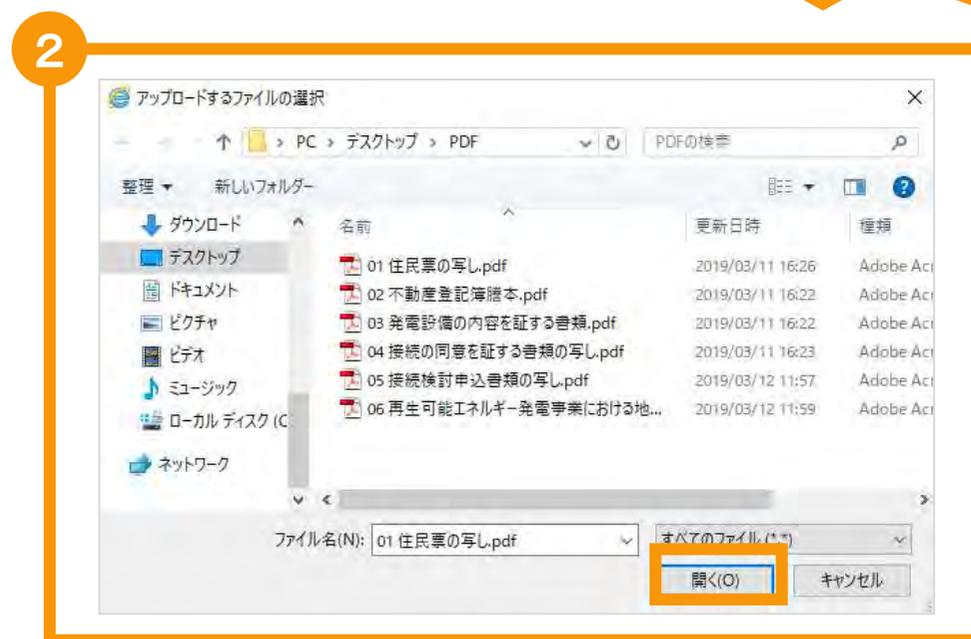
2-6.変更手続/書類添付



書類添付方法(例)

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）

1	ファイルを選択	選択されていません	アップロード	削除	未確認
	添付なし				



添付をする書類の「ファイルを選択」ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます

添付するファイルを選択し「開く」ボタンをクリックします

「参照」ボタンの横にファイル名が表示されます
※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい
※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）

3	ファイルを選択	住民票の写し.pdf	アップロード
	添付なし		

「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます
※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます
必ず1ファイルずつアップロードして下さい

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）

4	ファイルを選択	選択されていません	アップロード
	202309152015住民票の写し.pdf		

アップロードされたファイルが表示されます

※アップロード後、ファイルの簡易チェックが行われます。簡易チェックが完了するまで当該書類枠でのファイルの再アップロード、削除は行えません。他の書類枠ではアップロード等を行えます。

2-6.変更手続/書類添付



書類添付方法(例)

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）			
ファイルを選択	選択されていません	アップロード	削除
202309152017住民票の写し.pdf			未確認

アップロードファイルの簡易チェックが完了すると、当該書類枠のチェック結果欄に結果が表示されます

- ※簡易チェックに要する時間は内容によって多少前後いたします。
- ※簡易チェック中も他の書類枠でのアップロード等は行えます。
- ※他の書類枠でアップロード等を行うか、画面下部の画面更新ボタンをクリックすることで更新されます。
- ※長時間経過しても結果が更新されない場合は「システム操作に関するお問い合わせ窓口」へお問い合わせください

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）			
ファイルを選択	選択されていません	アップロード	削除
202309152017住民票の写し.pdf			審査OK

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）			
ファイルを選択	選択されていません	アップロード	削除
202309152015住民票の写し.pdf			審査NG

- ※簡易チェックの結果は「**審査OK**」か「**審査NG**」のいずれかで表示されます。
- ※「**審査NG**」となった場合は適切なファイルをアップロードできていないこととなりますので正しいファイルでアップロードをし直してください。
- ※一つでも「**審査NG**」の書類枠がある場合は次ページ以降の手続きには進めませんのでご注意ください。
- ※「**審査OK**」となった場合でもその後の正式な審査の過程において不備となる場合もございますので予めご了承ください。

2-6. 変更手続/書類添付



追加・変更する書類を添付します



変更申請登録

設備区分選択 | 情報入力 | 内容確認 | 緯度経度修正 | 書類添付 | 登録完了

書類添付

添付ファイルは、PDFかZIPにしてください。
1つのファイルは、10MB以下にしてください。
1つの枠にファイルは1つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付してください。
ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。
直前に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。
ファイルの容量が大きく添付できない場合は、担当経済産業局に相談してください。

[変更理由]等を入力します
※書類枠によっては変更理由等の欄がない場合がございます。

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本（法人にあつては、法人登記簿謄本）	
	ファイルを選択 選択されていません アップロード 削除 未確認 添付なし
変更理由	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/>
印鑑証明書	
	ファイルを選択 選択されていません アップロード 削除 未確認 添付なし
変更理由	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/>
不動産登記簿謄本	

2-6.変更手続/書類添付



書類を添付後、「申請内容確認（申請書出力）」または「保存して次に進む」ボタンをクリックします

●太陽光（特例太陽光）50kW未満の場合

「申請内容確認（申請書出力）」
ボタンをクリックします

注意メッセージが表示されます
申請書出力へ進みます…P.90へ

ファイルを選択	アップロード	削除	未確認
選択されていません			
なし			

申請内容確認 (申請書出力) 申請 ▶

戻る 保存して次に進む ▶

●共通

※必要な書類を全て添付し、添付した書類枠のすべての簡易チェックが「審査OK」となっていることを確認していただいてからそれぞれボタンをクリックしてください
※必須ではなく添付をしていない書類枠は「未確認」のままでも問題ありません
※申請内容の修正に戻る場合は「戻る」ボタンをクリックしてください

●太陽光（特例太陽光） 50kW未満以外の場合

「保存して次に進む」ボタンを
クリックします

仮登録完了画面に進みます…
P.100へ

2-7.変更手続/申請内容確認・申請



申請書出力後、「申請」ボタンをクリックして申請を行います

※**太陽光50kW未満の手続き**では、申請確定前に必ず申請書を出力していただきます。
必要に応じて申請書のフォーマットで入力した内容を確認することができます。
出力した申請書は**入力した内容の確認のみに利用**していただけます。(郵送等の対応は不要です。)

申請書を出力しますか？

いいえ

はい

「はい」ボタンをクリックします
申請書のダウンロードを開始します。

「申請」ボタンをクリックします
登録完了画面に進みます

**登録者と事業者が同一または
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスなしの場合・・・P91へ**

**登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスありの場合・・・P.92へ**

※修正する場合は「戻る」ボタンを押します

申請書のダウンロードが実行されるので、
ファイルを保存してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます
※「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアルP.104**を確認し、
ポップアップブロック機能の解除を行ってください



2-8.変更手続/登録完了



登録完了画面が表示され、変更認定申請登録が完了となります。

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が同一または
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されていない場合

再生可能エネルギー電子申請

マイページ 認定設備 認定申請 定期報告 エネルギー情報 問い合わせ

変更認定申請

設備区分選択 情報入力 内容確認 書類添付 **登録完了**

認定申請の登録を受け付けました。
審査結果の通知まで、しばらくお待ちください。

申請ID :

2-9.変更手続/仮登録完了



登録完了画面が表示され、変更認定申請の仮登録が完了となります。

※代行登録を行っている場合、事業者の承諾が必要になりますので

次ページ以降の手順で事業者による承諾を行います。

再生可能エネルギー電子申請 

マイページ 認定設備 認定申請

変更認定申請

設備区分選択 情報入力 内容確認 書類添付 **登録完了**

事業者へ承諾コードを送付しました。
事業者が承諾コードを入力することで申請済となります。

申請ID : XXXXXXXXXX

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、登録者と事業者が異なり、事業者のメールアドレスが登録されている場合

登録者と事業者が異なり、かつメールアドレスがある場合は、この時点では仮登録状態であるため、代行申請機関には申請がなされておりません。事業者宛てに配信したメールにて事業者が内容を確認の上、承諾コードを入力することで申請となります。

新たに事業者を登録した場合・・・P.93へ

上記以外の場合・・・P.95へ

2-10. 変更手続/ユーザ登録確認



事業者の方に手続きして頂く手順となります
事業者には「fit-mail@fit-portal.go.jp」から
[ユーザ登録確認] のメールが送信されます

[新たに事業者を登録します]を選択している場合

ユーザ登録確認メール(例)

様

再生可能エネルギー電子申請（マイページ）へようこそ！ 使用を開始するには、

[https://www.fit-portal.go.jp/mypage/login?
c=yEJ26mD4HYyJDKRZN_eiUvTLXcz3BN0dWXNeUEd0eDuiNfP29q9ukf.v7PJngzMI2gqo4k0boEcSYvUPMI
x.0AV9oT_fEqRcK2.zExItitm7tUht3iVjBe0dijY_HLnuhGkxumEykyFe_7hZJIXfXAD06LRjmA%3D%3D](https://www.fit-portal.go.jp/mypage/login?c=yEJ26mD4HYyJDKRZN_eiUvTLXcz3BN0dWXNeUEd0eDuiNfP29q9ukf.v7PJngzMI2gqo4k0boEcSYvUPMIx.0AV9oT_fEqRcK2.zExItitm7tUht3iVjBe0dijY_HLnuhGkxumEykyFe_7hZJIXfXAD06LRjmA%3D%3D)

にアクセスしてください

ユーザ名:

よろしくお願ひ申し上げます。

経済産業省 資源エネルギー庁

[URL]をクリックします
パスワード変更画面が開きます

2-10.変更手続/ユーザ登録確認



事業者の方に手続きして頂く手順となります
パスワードを変更します

[新たに事業者を登録します]を選択している場合

固定価格買取制度 再生可能エネルギー電子申請

パスワードを変更する

の新しいパスワードを入力してください。パスワードに必要な条件は以下のとおりです。

- 12文字以上
- 1個以上の大文字
- 1個以上の小文字
- 1個以上の数値
- 1個以上の特殊文字

1

*新しいパスワード

*新しいパスワードの確認

パスワードの変更

パスワードの最終変更日: 2017/03/02 14:36

[パスワード]を入力します
※要件を満たすようにパスワードを入力します

固定価格買取制度 再生可能エネルギー電子申請

パスワードを変更する

の新しいパスワードを入力してください。パスワードに必要な条件は以下のとおりです。

- 12文字以上
- 1個以上の大文字
- 1個以上の小文字
- 1個以上の数値
- 1個以上の特殊文字

*新しいパスワード

*新しいパスワードの確認

2

パスワードを変更

パスワードの最終変更日: 2017/03/02 14:36

[特殊文字] を必ず1個以上入れたパスワードを設定します
※特殊文字とは下記の文字のことをいいます
例) ! " # \$ % &

「パスワードを変更」ボタンをクリックします
マイページへ進みます

2-11. 変更手続/事業者による承諾



事業者の方に手続きして頂く手順となります
事業者には「fit-mail@fit-portal.go.jp」から
[内容確認のお知らせ]のメールが送信されます。
記載されている【操作手順】の通りに操作を行っていただきます。

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

内容確認のお知らせメール(例)

再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容確認のお知らせ

****様

JPEA代行申請センターです。

****様より代行申請（届出）されました、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容について、下記の【操作手順】に記載された手順に従い、ご確認・ご承諾をお願いいたします。

****様の承諾がされましたら、承諾内容に対して審査を開始させていただきます。

【操作手順】

1. 下記の電子申請マイページのログイン画面で、下記ログインIDとパスワードを入力し、ログインしてください。

電子申請マイページログイン画面→<https://www.fit-portal.go.jp/mypage/UserLogin>

ログインID：****

パスワード：ご自身で登録されたパスワードを入力してください。

（2016年度以前の旧システムでのパスワードをお持ちの方は、新システムでの初回のログイン時に旧システムのパスワードを入力いただき、その後新システムでのパスワードに変更していただく必要があります。新システムのパスワードは、12桁以上で数字、大文字、小文字、および特殊文字を全て含めた組み合わせのパスワードとなります。パスワードをお忘れの方は、以下のパスワード再発行画面よりパスワードを再発行してください。パスワード再発行画面→<https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword>）

2. マイページ画面が表示されますので、「認定申請一覧」をクリックしてください。

3. 認定申請一覧画面で、下記の申請IDを入力し、ページ左下の「検索」をクリックしてください。

申請ID：****

4. ページ下部に、該当する事業計画が表示されますので、右側にある「参照」をクリックしてください。

5. 申請（届出）された事業計画の詳細な情報が表示されますので、内容をご確認いただいた上で、ページの一番下の承諾コード入力欄に、下記承諾コードを入力していただき、「承諾」か「拒否」を選択してください。（承諾を拒否された場合は****様より申請された事業計画については無効とさせていただきますのでご了承ください。）

承諾コード：****

6. 登録完了画面が表示されれば、承諾の手続きは完了となります。

以上

2-11. 変更手続/事業者による承諾



事業者の方に手続きして頂く手順となります
マイページが表示され、[ユーザ]登録が完了となり、
続いて「申請確認」をします

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

再生可能エネルギー電子申請

[ログアウト](#)

マイページ	認定設備	認定申請	定期報告	ユーザ情報	システムに関する 問い合わせ
--------------	------	------	------	-------	-------------------

メニュー

新規認定申請入力 >
認定申請一覧 >
認定設備一覧 >
みなし認定設備一覧 28年度までに認定を受けた 方は初めにこちらより移行 手続を行ってください。 (設備IDが「F」で始ま る設備を除く。) >
提出一覧 >

詳細情報は、「[認定申請一覧](#)」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより
「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。
[申請状態一覧.pdf](#)

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
[各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf](#)

2-11. 変更手続/事業者による承諾



事業者の方に手続きして頂く手順となります
認定申請一覧より申請IDで検索を行い、
申請内容参照にて確認し「承諾」をします

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

申請IDを入力し、「検索」ボタンをクリックします
※申請確認のお知らせメールの本文に[申請ID]が記載してあります
両方に同じ申請IDを入力すると、入力した申請IDの申請のみ表示されます。

認定申請一覧

申請種別: --なし-- 認定法区分: --すべて--

申請ID: ~ 申請状態: --なし--

事業者名: 部分一致

申請日(登録日): 2017/04/01 ~ 2017/05/01
初回申請日(承諾日): 2017/04/01 ~ 2017/05/01

発電設備の区分: --なし--

出力区分: --なし--

※「申請日(登録日)」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、
入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。
※「初回申請日(承諾日)」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、
みなし認定移行手続が申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

「参照」ボタンをクリックし、申請の詳細画面に移動します

1件中1件~1件まで表示

No	発電設備の区分	出力区分	申請状態	申請種別	申請ID ↑	設備ID	事業者名	発電設備の出力(kW)	申請日(登録日)	初回申請日(承諾日)	発電設備の名称
1	太陽光	10kW以上 50kW未満	設置者承諾待ち	変更認定申請	*****		資源 太郎	15.0kW	2019年03月29日		

1件中1件~1件まで表示



2-11. 変更手続/事業者による承諾



事業者の方に手続きして頂く手順となります
申請内容参照にて確認し「承諾」をします

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

変更認定申請内容参照

申請情報

申請状態 設置者承諾待ち

申請日 2017年03月09日

保守点検及び維持管理計画

承諾コード

承諾コード

[承諾コード](半角英数字)を入力します
※申請確認のお知らせメールの本文に記載してあります

承諾

拒否

「承諾」ボタンをクリックします

※申請確認のお知らせメールの本文に記載してあります

※[拒否]ボタンをクリックすると、再度、登録者に申請していただくこととなります

2-11. 変更手続/事業者による承諾



事業者の方に手続きして頂く手順となります
確認画面が表示され、認定申請の登録が完了です

太陽光（特例太陽光）50kW未満かつ、
登録者と事業者が異なり、
事業者のメールアドレスが登録されている場合

再生可能エネルギー電子申請  [ログアウト](#)

[マイページ](#) [認定設備](#) [認定申請](#) [定期報告](#) [ユーザ情報](#) [システムに関する問い合わせ](#)

変更認定申請

が登録した設備認定申請を承諾しました。
変更認定申請の手続きを開始します。
変更認定申請の状況は設備認定申請一覧より確認できます。

[一覧へ戻る](#)

経済産業省 資源エネルギー庁 Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

2-12.変更手続/仮登録完了



仮登録完了画面が表示され、変更認定申請の仮登録が完了となります

設備区分選択

情報入力

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

認定申請は仮登録されました。
以下の手続を行い認定申請を確定させてください。

- ①画面下部の『申請書の印刷はこちら』をクリックします。
- ②『申請内容参照』の最下部にある『申請書印刷』ボタンを押下し、申請書を印刷します。
- ③申請内容を修正する場合は、『編集』ボタンを押下し、編集してください。
編集後は、再び項番①の手順に戻り進めてください。
- ④申請内容に問題なければ、行いたい手続の手順を行ってください。

【GビズIDを利用して手続を行う場合】

- ⑤『申請情報確定（GビズIDでログイン）』ボタンを押下し、遷移した画面の説明に従い、GビズIDでログインを行います。
- ⑥GビズIDでログインが完了すると申請が完了となります。
（この時点で申請情報が確定され、編集が出来なくなります。）
（申請不備後の再申請ではGビズIDでのログインは不要です。
『申請情報確定』ボタンを押下して確定します。）
- ⑦申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

【GビズIDを利用せずに手続を行う場合】

- ⑤『申請情報確定』ボタンを押下して申請情報を確定します。
（この時点で申請情報が確定され、編集が出来なくなります。）
- ⑥申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送が必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。

※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代理人（申請代理店）に限ります。

※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移してください。

- ・新規申請の場合
- ・新規申請以外の場合

申請ID

申請書の印刷はこちら

「申請書の印刷はこちら」をクリックします

変更認定申請内容参照画面へ進みます

※この時点では仮登録状態であるため、申請がなされておられません

2-13.変更手続/申請書印刷



申請書を印刷します

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。

- ①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。
(申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。)
- ②申請書の内容を確認し、行いたい手続きの手順を参考に手続きを行ってください。
(申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。)

【GビズIDを利用して手続きを行う場合】

- ③『申請情報確定（GビズIDでログイン）』ボタンを押して、遷移した画面の説明に従い、GビズIDでログインを行います。
- ④GビズIDでログインが完了すると申請が完了となります。
(申請不備後の再申請ではGビズIDでのログインは不要です。『申請情報確定』ボタンを押下して確定します。)
- ⑤申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

【GビズIDを利用せずに手続きを行う場合】

- ③『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
- ④申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。

※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。

※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移するリンク先のページを確認してください。

- ・新規申請の場合
- ・新規申請以外の場合

※申請情報確定までの手順が記載されているので、手順に従い必ず申請情報確定まで行ってください

申請書印刷

申請情報確定

申請情報確定
(GビズIDでログイン)

削除

「申請書印刷」ボタンをクリックします
注意メッセージが表示されます

2-13.変更手続/申請書印刷



申請書印刷の確認をします

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

OPROARTS Prime / sf0144_enr 1.0 b20190325_153944057

ダウンロード

生成されたドキュメントをダウンロードしています。

[ダウンロード](#): ダウンロードが自動的に開始されない場合は、左のリンクへアクセスしてください。

申請書のダウンロード処理が実行されるので、ファイルを保存し、開いて内容を確認してください
※ブラウザによっては、自動で保存されます

様式第 1 (認定申請書) .pdf (69.3 KB) www2.oproarts.com

ファイルを開く(O) 保存(S) キャンセル(C)

※ポップアップがブロックされた場合

「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアルP.104**を確認し、ポップアップブロック機能の解除を行ってください

✖ *cs72.force.com からのポップアップがブロックされました。

一度のみ許可(A) このサイトのオプション(O) x served.



【申請書の保存・印刷時の注意点】

申請書の印刷には、「ポップアップ ウィンドウ」を利用しています。

ご利用のブラウザの設定によっては、「ポップアップ ブロック機能」により、申請書が印刷できない場合があります。

「ポップアップ ブロック機能」の解除方法をいくつかご案内いたしますので、お手数ですが設定をお願いいたします。

<Chromeの場合>

①ポップアップブロックが設定されている状態で申請書の印刷を行うと、画面右上に「ポップアップがブロックされました」と表示されます。

②この表示部分をクリックすると詳細画面が表示されますので、表示されたURLをクリックいただくか、「サイト上のポップアップを常に許可する」を選択いただく必要があります。

※利用されているブラウザがマイクロソフト社のEdgeの場合、レイアウトが崩れるなどの理由により、画面上の表示または印刷が正しく行われなことがあるため、一度ダウンロードを行った上で、Adobe社のReaderソフト(Adobe Acrobat ReaderDCソフトウェア：無料)を使用して表示を行い、印刷をしてください。

2-14.変更手続/申請情報確定



申請書の内容を確認し、
内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

②申請書の
（申請情報

「申請書印刷」ボタン

ボタンが表示されている間は、何度でも申請書を印刷することができます。

【GビズID

③「申請
グインを行

「申請情報確定」ボタン ※GビズIDを利用せずに手続きを行う場合

④GビズID
（申請情報

申請書を確認し、問題がなければクリックします。※マニュアルP.106へお進みください
※申請情報確定後は編集・手続きの切り替えが出来なくなりますのでご注意ください。

します。）
⑤申請書

「申請情報確定（GビズIDでログイン）」ボタン ※GビズIDを利用して手続きを行う場合

【GビズID
③「申請

申請書を確認し、問題がなければクリックします。※マニュアルP.108へお進みください
※申請情報確定後は編集・手続きの切り替えが出来なくなりますのでご注意ください。
※申請不備後に申請内容の修正を行う場合は [申請情報確定]ボタンで確定してください。

④申請書

「編集」ボタン

※申請書の
ことが必

申請内容を修正したい場合、クリックして再度編集を行うことができます。

※ただし、
所など）

「削除」ボタン

※郵送方
い。

当該申請を取り下げ（削除し）たい場合、クリックして取り下げ（削除す）ることができます。

- ・新規申請の場合
- ・新規申請以外の場合

申請書印刷

申請情報確定

申請情報確定
(GビズIDでログイン)

編集

削除

2-14. 変更手続/申請情報確定 (GビズIDを利用しない場合)



[GビズIDを利用せずに手続きを行う場合]

太陽光 (特例太陽光) 50kW未満以外の場合

申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。

- ①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。
(申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。)
- ②申請書の内容を確認し、行いたい手続きの手順を参考に手続きを行ってください。
(申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。)

【GビズIDを利用せずに手続きを行う場合】

- ③『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確認してください。
(申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。)
- ④GビズIDを利用せずに手続きを行います。
(申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。)
- ⑤申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。

【GビズIDを利用せずに手続きを行う場合】

- ③『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確認してください。
- ④申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付する必要があります。添付漏れがないか再確認をお願いします。

※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及関係者(関係者住所など)に限ります。

※郵送方法については、該当する申請種別をクリックしてください。

- ・新規申請の場合
- ・新規申請以外の場合

申請情報確定を行うと、編集ができなくなります。
設備申請書を今一度ご確認ください。

問題なければ、はいを押してください。

いいえ はい

申請書印刷 申請情報確定 申請情報確定 (GビズIDでログイン) 編集 削除

「申請情報確定」ボタンをクリックすると編集が出来なくなる旨のメッセージが表示されます
問題なければ「はい」ボタンをクリックしてください

2-14.変更手続/登録完了（GビズIDを利用しない場合）



[GビズIDを利用せずに手続きを行う場合]

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

GビズID認証を利用せずに手続きを行う場合、
申請状態は、「申請書出力済」に自動更新されます。

再生可能エネルギー電子申請

[> ログアウト](#)

マイページ	認定設備	認定申請	定期報告	ユーザ情報	システムに関する 問い合わせ
-------	------	------	------	-------	-------------------

変更認定申請内容参照

変更内容選択

変更内容	<input type="checkbox"/> 事業者の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 発電設備の出力の変更 <input type="checkbox"/> 太陽電池に係る事項および合計出力の変更 <input type="checkbox"/> 蓄電池に係る事項（構成図・配線図・自家発電設備等の設置の有無）の変更 <input type="checkbox"/> 発電設備の設置場所の変更 <input type="checkbox"/> その他 その他変更内容：
------	---

認定情報

設備ID	
認定申請の認定日	2021年12月07日

申請情報

申請状態	申請書出力済
初回申請日（承諾日）	2022年03月02日
不認定理由	

[申請状態]が「申請書出力済」に更新されます

2-15.変更手続/申請情報確定（GビズIDを利用する場合）



[GビズIDを利用して手続きを行う場合]

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

申請書の内容を確認し、内容に問題がなければ、申請情報確定を行います

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。

- ①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。
(申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。)
- ②申請書の内容を確認し、行いたい手続きの手順を参考に手続きを行ってください。
(申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。)

【GビズIDでログインして確定】

- ③『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
- ④申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、送料を添付することが必要です。添付漏れがないようにご注意ください。
※ただし、返信用封筒に記載の住所（〒100-0001 東京都千代田区千代田）に限ります。
※郵送方法については、該当する申請書をご覧ください。

- ・新規申請の場合
- ・新規申請以外の場合

申請情報確定を行うと、編集ができなくなります。
設備申請書を今一度ご確認ください。

問題なければ、はいを押してください。

いいえ はい

申請書印刷 申請情報確定 申請情報確定 (GビズIDでログイン) 編集 削除

「申請情報確定（GビズIDでログイン）」ボタンをクリックすると編集が出来なくなる旨のメッセージが表示されます
問題なければ「はい」ボタンをクリックしてください

2-15.変更手続/GビズID認証（GビズIDを利用する場合）



[GビズIDを利用して手続きを行う場合]

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

GビズIDを利用して手続きを行う場合、

GビズIDログインをクリックして、GビズID認証を行います

GビズID認証

GビズIDをお持ちの事業者は、以下の「GビズIDでログイン」ボタンをクリックし、GビズID
ログインが完了すると電子申請は完了となります。印刷した申請書、返信用封筒を纏めて、

GビズIDをお持ちでない事業者は、[こちらのページ](#)でGビズIDを取得してください。
※GビズIDのアカウント種別は「プライム」と「メンバー」のみご利用いただけます。

GビズIDを利用せずに申請・届出をおこなう場合は、戻るボタンから前画面に戻り、
申請情報確定ボタンで確定を行ってください。

印刷した申請書、返信用封筒を纏めて、経済産業局に郵送してください。

郵送された申請書を局が受理した時点で、審査が開始されます。

GビズIDを取得したい場合は予め、
GビズIDのサイト（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）からGビズIDを取
得してください

※利用できるアカウント種別はプライムとメ
ンバーのみです

← 一覧へ戻る

GビズIDログイン

GビズIDを利用せずに、
申請書一式を郵送して手続きを行う場合、
「戻る」ボタンをクリックします

申請内容参照画面に戻ります

※[マニュアルP.105申請内容参照画面へお進みく
ださい](#)

GビズIDを利用して手続きを行う場合、
「GビズIDログイン」ボタンをクリックします

GビズID認証画面に進みます

※GビズID認証方法は[【GビズID認証】マニュアルを参照し
てください](#)

※GビズID認証完了後、[マニュアルP.110へお進みください](#)

2-15.変更手続/登録完了（GビズIDを利用する場合）



[GビズIDを利用して手続きを行う場合]

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

GビズID認証が完了すると申請内容参照画面に戻り、申請完了となります。

申請状態は、「申請書出力済（認証済）」に自動更新されます。

再生可能エネルギー電子申請  [ログアウト](#)

[マイページ](#) | [認定設備](#) | [認定申請](#) | [定期報告](#) | [ユーザ情報](#) | [システムに関する問い合わせ](#)

変更認定申請内容参照

変更内容選択

変更内容	<input type="checkbox"/> 事業者の変更
	<input checked="" type="checkbox"/> 発電設備の出力の変更
	<input type="checkbox"/> 太陽電池に係る事項および合計出力の変更
	<input type="checkbox"/> 蓄電池に係る事項（構成図・配線図・自家発電設備等の設置の有無）の変更
	<input type="checkbox"/> 発電設備の設置場所の変更
	<input type="checkbox"/> その他
	その他変更内容：

認定情報

設備ID	
認定申請の認定日	2021年12月07日

申請情報

申請状態	申請書出力済（認証済）
初回申請日（承諾日）	2022年03月02日
不認定理由	

[申請状態]が「申請書出力済（認証済）」に更新されます

2-16.変更手続/申請情報確定取り下げ



申請情報確定の取り下げを行います

太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

申請の取り下げを行う場合は
「申請情報確定取り下げ」ボタンをクリックします

保守点検及び維持管理費用総額 (円) (税抜き)	150,000
廃棄等費用	廃棄等費用の総額 (円) (税抜き) : 20,000 廃棄等費用の算定方法 : 150000-130000 積立開始時期 : 201601 積立終了時期 : 202405 毎月積立金額 (円) (税抜き) : 25,000

再印刷

申請情報確定取り下げ ▶

2-16.変更手続/申請情報確定取り下げ



太陽光（特例太陽光）50kW未満以外の場合

申請情報確定の取り下げを行います

申請情報の確定を取り下げて、
申請情報確定取り下げ完了画面へ進みます



版	改訂履歴	改訂内容	備考
1.0	2017/04/24	新規作成	
2.0	2017/05/26	P.15 押し上げ効果がない事を示す技術資料の添付条件を記載 P.18 パネル数の変更を行えるように修正	
3.0	2017/08/23	P.21~23,25~26 保守点検責任者、維持管理計画の必須項目を任意に変更した事を記載※変更前から入力されている場合は必須 正確な運転開始日の入力できる値を制限したことを記載 ※未来日は入力できない	
4.0	2017/09/04	P.9~22 変更手続整理表差し替え P.23 吹き出しのページを変更	
5.0	2017/10/23	P.1,3~7,19~23,25,26,28~39,43~45,47~51,57~61 ページ差し替え P.9~18 変更手続項目ページ追加	
6.0	2017/12/04	P.10~25 変更手続整理表差し替え P.26~70 ページ番号変更	
7.0	2017/01/17	P.28,P.29 画像差し替え	
8.0	2018/04/02	P.10~P.26 変更整理表差し替え P.27 設備の所在地の記述を追加 P.28,31,48,62~65 画像差し替え ファイル添付方法変更	
9.0	2018/07/10	P.9~21 変更整理表差し替え	
10.0	2018/08/08	P.9~21 変更整理表差し替え	
11.0	2018/12/01	P.8,52 画像差し替え	
12.0	2018/12/13	P.1 文言修正	
13.0	2019/04/01	2019年省令改正による大幅修正	
14.0	2019/05/07	P.3,4,66,67,68 画面差し替え	



版	改訂履歴	改訂内容	備考
15.0	2019/07/22	P.1,8,41,47,53 画面差し替え,内線番号項目追加,事業者情報を反映ボタン追加	
16.0	2019/08/22	P.27,28,52,56,58 画面差し替え,変更内容項目追加,変更の内容項目削除	
17.0	2019/08/27	P.62~66 書類添付画面説明ページ追加	
18.0	2019/09/09	P.33 自家発電設備等の設置の有無（変更の有無）の追加 P.56 説明文修正	
19.0	2019/09/30	P.34,35,38,42,46 画面差し替え P.42 説明文修正	
20.0	2019/11/01	全体構成の修正	
21.0	2019/11/06	P.55 画面差し替え	
22.0	2020/04/01	全体構成の修正	
23.0	2020/04/06	P.9~28 変更整理表の最新化 P.29,33,34,72 吹き出しのページ数修正	
24.0	2020/10/26	P.52,53 画面差し替え	
25.0	2020/11/02	P.2 説明文修正	
26.0	2021/04/01	画面の最新化、太陽光50kW未満以外のパターン追加	
27.0	2021/04/05	P.7~P.25 変更整理表の最新化,それに伴うページ番号修正	
28.0	2021/05/13	P.45 画面差し替え	
29.0	2021/05/27	P.54 説明文修正、画面の差し替え	
30.0	2021/09/15	完全電子化 P.81,86~91 画面差し替え、説明文修正、追加	
31.0	2022/04/01	全体構成の修正	



版	改訂履歴	改訂内容	備考
32.0	2022/06/14	P.1,2,100 対応ブラウザ変更	
33.0	2022/07/08	P.96~98,101,102,104 画面差し替え	
34.0	2022/11/28	P.79 画面差し替え	
35.0	2023/01/06	P.31,32,36,39,66 画面差し替え、説明文修正	
36.0	2023/04/01	P.7~27 変更整理表の最新化 P.31,75,84~86 追加 P.28,40,52 説明文修正 P.30,33 画面差し替え	
37.0	2023/05/15	P.7~27 変更手続整理表差し替え	
38.0	2023/05/19	P. 39,43 説明文修正	
39.0	2023/09/13	P.47 説明文追加 P.87~89 画面差し替え	
40.0	2023/09/20	P.87~91 説明文追加、画面差し替え	
41.0	2023/10/01	P.47,68 説明文追加、画面差し替え	
42.0	2023/12/12	P.2 説明文修正	
43.0	2023/12/14	P.7~27 変更手続整理表最新化	
44.0	2024/03/15	全体構成の修正	